



The RULES of

SIGNS

In Nishinomiya

西宮市屋外広告物条例しおり

目次

■ 屋外広告物の定義及び屋外広告物条例 における概要 ----- P.1	■ 津門大塚地区景観重点地区の概要 -- P.37
1. 屋外広告物の定義 ----- P.1	1. 地区の範囲 ----- P.37
2. 西宮市屋外広告物条例の概要 ----- P.1	2. 共通基準 ----- P.37
■ 屋外広告物規制地域の分類等 ----- P.4	3. 設置できないもの ----- P.38
1. 各種禁止地域等 ----- P.4	4. 許可申請が不要となる広告物の規模 -- P.38
2. 各種許可地域等 ----- P.5	5. 付加基準の内容 ----- P.39
3. 特定区域 ----- P.6	6. 名神高速道路から視認できる広告物に ついて ----- P.41
4. 景観計画に基づく規制について ----- P.6	7. 地区計画による規制内容 ----- P.41
5. 地区計画について ----- P.7	■ 枝川町戸建住宅A, B地区景観重点地 区の概要 ----- P.42
6. その他 ----- P.7	1. 地区の範囲 ----- P.42
■ 禁止地域等の概要 ----- P.8	2. 共通基準 ----- P.42
1. 禁止地域等の分類 ----- P.8	3. 設置できないもの ----- P.43
2. 共通基準 ----- P.8	4. 許可申請が不要となる広告物の規模 -- P.43
3. 色彩基準 ----- P.8	5. 付加基準の内容 ----- P.44
4. 大規模広告物等にかかる付加基準 --- P.8	6. 地区計画による規制内容 ----- P.45
5. 許可申請が不要となる広告物の規模 -- P.9	■ 苦楽園五番町くすのき台地区景観重 点地区の概要 ----- P.46
6. 各禁止地域の掲出基準について --- P.10	1. 地区の範囲 ----- P.46
7. その他の広告物等について ----- P.16	2. 共通基準 ----- P.46
■ 許可地域等の概要 ----- P.19	3. 設置できないもの ----- P.47
1. 許可地域等の分類 ----- P.19	4. 許可申請が不要となる広告物の規模 -- P.47
2. 共通基準 ----- P.19	5. 基準の内容 ----- P.48
3. 総量規制 ----- P.19	■ 各種特例について ----- P.49
4. 許可申請が不要となる広告物の規模 -- P.20	1. 大規模小売店舗等の建植広告物の特例 -- P.49
5. 大規模広告物等にかかる付加基準 --- P.20	2. 案内誘導のための集合看板の特例 --- P.51
6. 広告物の種別による個別基準について -- P.21	3. 禁止物件の自家用広告物にかかる適用 除外 ----- P.52
■ 大規模広告物等を表示・設置する際の 付加基準 ----- P.29	■ 許可等申請手数料 ----- P.53
1. 大規模広告物等の定義 ----- P.29	■ 許可等申請要領 ----- P.54
2. 付加基準の内容 ----- P.29	■ 西宮市屋外広告物条例抜粋 ----- P.55
■ 関西学院周辺景観地区の概要 ----- P.32	■ 西宮市屋外広告物条例施行規則抜粋 -- P.61
1. 地区の範囲 ----- P.32	
2. 共通基準 ----- P.32	
3. 設置できないもの ----- P.33	
4. 許可申請が不要となる広告物の規模 -- P.33	
5. 地区全域にかかる基準の内容 ----- P.34	
6. 付加基準の内容 ----- P.35	

屋外広告物の定義及び屋外広告物条例における概要

1. 屋外広告物の定義

「屋外広告物」とは、常時または一定期間継続して屋外で公衆に表示される看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、のぼり旗などをいう

商業広告だけでなく、営利を目的としないものであっても、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであれば、屋外広告物となります。なお、文字によって表示されたものだけでなく、絵、商標、シンボルマークなど一定の観念、イメージなどが表示されているものも屋外広告物に含まれます



2. 西宮市屋外広告物条例の概要

(1) 本条例の目的

この条例は屋外広告物及び広告物を掲出する物件について必要な規制を定め、地域の良好な景観を形成し、若しくは維持し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的としています（第1条）

(2) 市の責務

市はこの条例の目的を達成するために次の施策を策定し実施します（第3条）

(ア)市民に対する広告物に関する啓発

(イ)広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者、広告主及び屋外広告業を営む者に対する指導

(ウ)関係行政機関及び関係団体との協力体制の確立

(エ)市民、広告主及び屋外広告業を営む者が自主的に行う広告物等に関する啓発活動等への支援

(オ)その他市長が必要と認める施策

(3) 広告主等の責務

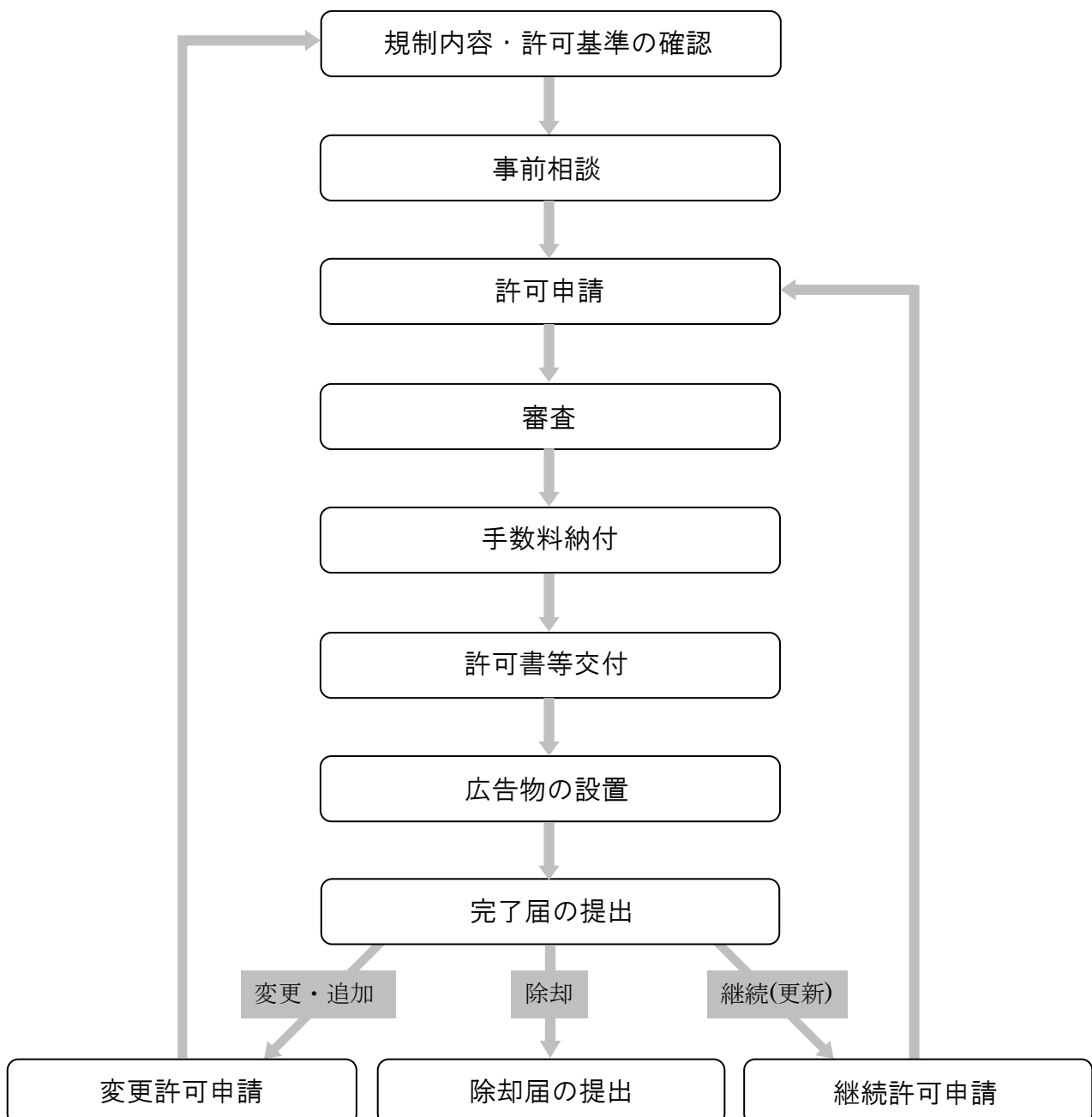
広告主及び屋外広告業を営む者は、この条例及び条例に基づく規則に適合する広告物等を表示・設置し、かつこれらを適正に管理しなければなりません。また(2)の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません(第4条)

(4) 施設管理者の責務

施設管理者は、自らが所有・管理する土地や建築物等に表示・設置されている広告物等がこの条例又は規則に適合するようにするとともに、(2)の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければなりません(第5条)

(5) 許可申請手続き

屋外広告物を設置する場合には、一部の適用除外広告物を除き事前に「許可申請」が必要です



※申請手数料についてはP53、必要書類についてはP54をご確認ください。

(6) 屋外広告業の登録

- ・屋外広告業とは、広告主から広告物等の掲出に関する工事を請け負い、広告物等を公衆に掲出する（広告物の表示や広告物等の設置を行う）営業を「屋外広告業」といいます。
（元請け、下請けを問いません）
- ・市内で屋外広告業を営むためには、事前に氏名や営業所の所在地等について市長の登録を受ける必要があります。（別途、業務主任者になる方には資格が必要です。）
- ・兵庫県で屋外広告業の登録を受けている者で、市内で屋外広告業を営もうとする者は、市長に特例の届出を提出する必要がある、特例の届出を行うことにより、西宮市で屋外広告業の登録を受けた屋外広告業者とみなされます。
※登録方法等詳細については、本市ホームページにも掲載しております。

(7) 禁止物件

禁止物件とは、広告物等が掲出されることにより、その本来の機能が阻害されるとともに、良好な景観の形成若しくは風致の維持や公衆に対する危害防止に支障をきたす恐れがあることから、掲出を原則禁止する物件です。

広告物等を掲出できない物件

- ① 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
- ② 石垣、擁壁その他これらに類するもの
- ③ 街路樹及び路傍樹
- ④ 信号機、道路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止め、里程標その他これらに類するもの
- ⑤ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
- ⑥ 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
- ⑦ 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
- ⑧ 郵便ポスト、公衆電話ボックス
- ⑨ 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
- ⑩ 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- ⑪ 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- ⑫ 景観法により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木
- ⑬ 上記の他に特に良好な景観を形成し又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件

屋外広告物規制地域の分類等

1. 各種禁止地域等（規制内容は P. 8～P. 18 参照）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた西宮市内における用途地域や指定道路・地域等により、以下の通り屋外広告物の禁止地域等を分類します

第 1 種禁止地域

- (1) 風致地区（用途地域を除く）及び特別緑地保全地区（都市緑地法）
- (2) 文化財保護法、兵庫県文化財保護条例、西宮市文化財保護条例、森林法による指定地域
- (3) 市長が指定する以下の地域（但し、防音壁や建築物等により指定道路上より見えないものについては本来の用途地域の基準となる）
 - ① 中国自動車道、新名神高速道路の路端から 1,000m 以内の区域
（但し、用途地域で路端から 200m 超、1,000m 以内は除く）
 - ② 芦有ドライブウェイの路端から 1,000m 以内の区域
 - ③ 県道大沢西宮線（山口町船坂字上ノ垣内 595-3～社家郷山大橋）の路端から 1,000m 以内の区域
（但し、用途地域で路端から 200m 超、1,000m 以内は除く）
- (4) その他指定地域等（詳細は条例第 10 条第 1 項及び規則第 5 条及び別表第 1 参照）

第 2 種禁止地域

- (1) 風致地区（用途地域に限る）、景観地区、景観重点地区（津門大塚地区を除く）
- (2) 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
- (3) その他指定地域等（詳細は条例第 10 条第 1 項及び規則第 5 条及び別表第 1 参照）

第 2 種禁止特例地域

第 2 種中高層住居専用地域内の次の路線の指定区間の路端から 30m の地域

- (1) 主要幹線道路中津浜線（市道幹 7 号）
 - (ア)宝塚市境 ～ 名神高架下（大屋町 18 番街区先）
 - (イ)甲子園浜田町 16 番街区 ～ 阪神電鉄高架下（甲子園高潮町界）
- (2) 県道浜甲子園甲子園口停車場線 甲子園五番町 14 番街区先 ～ 阪神甲子園駅（甲子園六番町）
- (3) 県道臨港線（甲子園六湛寺線、甲子園尼崎線）
南甲子園三丁目 1 番街区先 ～ 甲子園九番町 2 番街区先
- (4) 主要幹線道路越木岩筋（市道幹 20 号）
松生町界 ～ 阪急電鉄高架下（相生町 2 番街区先）

第3種禁止地域

市長が指定する以下の区域内で、指定路線上から広告物等の一部でも視認できるもの

(但し、防音壁や建築物等により指定路線上より見えないものについては本来の用途地域の基準となる)

- (1) 名神高速道路の路端から 200m 以内の区域
- (2) 阪神高速 5 号湾岸線の路端から 200m 以内の区域
- (3) 県道塩瀬宝塚線の路端から 100m 以内の区域 (但し、用途地域の区域を除く)
- (4) 武庫川の河川区域の境界線から 100m 以内の区域 (但し、用途地域の区域を除く)
- (5) J R 福知山線の路端から 100m 以内の区域 (但し、用途地域の区域を除く)
- (6) 阪神高速 3 号神戸線の路端から幅 50m、路端から高さ 15m の指定空間ブロック内に
 広告物及びこれを掲出する物件 (鉄骨等) の一部でも含まれるもの



※広告物等が視認できない場合は本来の用途地域の基準となる

※禁止地域等の範囲や指定道路・鉄道沿線の規制は複雑なため、ご不明な場合はお問い合わせください

2. 各種許可地域等 (規制内容は P. 19~P. 28 参照)

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 8 条第 1 項の規定により定められた西宮市内における用途地域等により、以下の通り屋外広告物の許可地域等を分類します

許可地域 (住居)

第 1 種住居地域・第 2 種住居地域・準住居地域で、禁止地域以外の地域

許可地域 (工業)

工業地域・準工業地域で、禁止地域以外の地域

許可地域 (商業)

商業地域・近隣商業地域で、禁止地域以外の地域

※高速道路・指定道路沿線や鉄道沿線等の指定地域においては、用途地域を問わず、1. のとおり禁止地域扱いとなる場合や、3. のとおり別途規制がかかる場合があるため、十分注意して下さい。

3. 特定区域 (P. 24～25 参照)

指定路線及び鉄道等の沿線の許可地域等においては、以下の通り一部区域を**特定区域**と定めており、当該区域では**野立広告物(※)が掲出禁止**となります。

但し、防音壁や建築物等により指定道路上・線路上等より当該広告物等が視認できないものについては掲出することができます。

なお、野立広告物以外の広告物等については、2.の通り用途地域に応じた地域の基準が適用されます。

(※) 自己敷地外に建植するもののうち、道標・案内図板等及び案内誘導広告物以外の広告物

特定区域

- (ア) 中国自動車道・新名神高速道路・県道大沢西宮線の一部の路端から 200m 超、1,000m 以内の区域（但し、用途地域に限る）
- (イ) 山陽新幹線の路端から 200m 以内の区域（但し、許可地域に限る）
- (ウ) 一般鉄道(阪急甲陽線・阪神武庫川線を除く)の路端から 100m 以内の区域（但し、許可地域に限る）
- (エ) 武庫川の河川区域から展望できる地域で河川区域の境界線から 100m 以内の区域（但し、用途地域の区域に限る）

4. 景観計画に基づく規制について

西宮市では、景観法に基づき定めた景観計画により、市内全域を景観計画区域としており、特に重点的に都市景観の形成に取り組むべき地区を「景観地区」および「景観重点地区」として指定しています。この内、以下の一部地区では、1.から3.までの地域に応じた基準（P.4～P.6 参照）に加えて、各地区固有の規制が適用されますので、ご注意ください。

関西学院周辺景観地区

上甲東園2丁目、上甲東園3丁目、上甲東園5丁目、上ヶ原一番町、上ヶ原二番町、上ヶ原三番町、上ヶ原山手町、上ヶ原山田町、仁川百合野町、甲山町の各一部（詳細は P.32～P.36 参照）

津門大塚地区景観重点地区

津門大塚町の一部（詳細は P.37～P.41 参照）

枝川町戸建住宅 A, B 地区景観重点地区

枝川町の一部（詳細は P.42～P.45 参照）

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区

苦楽園五番町の一部（詳細は P.46～P.48 参照）

5. 地区計画について

地区計画の地区内では、広告物の掲出に関する規定が設けられている場合があります。

<屋外広告物に関する具体的な規制がある地区>

北六甲台地区、名塩南台地区、すみれ台地区、名塩ニュータウン地区、上山口・丸山地区、
剣谷地区、大畑地区、仁川五ヶ山地区、名塩平成台地区、西宮名塩さくら台地区、
甲子園三保地区、夙川駅北東地区、夙川霞・松園地区、甲陽園目神山地区、浜甲子園団地地区、
甲子園浦風地区、宝生ヶ丘地区、西宮北口駅南地区、西宮北口駅南東地区、津門大塚地区、
JR 西宮駅南西地区

(令和3年12月現在)

※地区の詳細や規制の内容につきましては、西宮市のホームページをご覧ください、
都市計画課にお問い合わせください

6. その他

(1) 建築協定について

西宮市では、地域の住民が主体となってそれぞれの地域にあった建築物等の基準（敷地・
構造・用途など）を設定し、お互いに守りあっていくことを約束する制度の**建築協定**を締結
している地域があります。

屋外広告物についての基準を定めている地域もありますので、ご注意ください

※**建築協定の詳細や規制の内容**につきましては、**建築調整課**にお問い合わせください

(2) 生産緑地について

生産緑地では、屋外広告物の設置が制限されることがあります

※**生産緑地の詳細や規制の内容**につきましては、**都市計画課**にお問い合わせください

禁止地域等の概要

1. 禁止地域等の分類

第1種禁止地域

第2種禁止地域

第2種禁止特例地域

第3種禁止地域

禁止地域等は原則左記の4つに分類されます。

地域分類の詳細については、本誌 P.4～P.7 をご参照ください。

ご不明な場合はお問い合わせください。

2. 禁止地域等における共通基準

全ての禁止地域等において、以下の共通基準を守る必要があります。

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を、周辺の景観と調和させること
- (2) 広告物等の数量及び面積は、必要最小限とすること
- (3) 広告物等の裏面、側面、掲出する物件等は、表示面及び周辺の景観と調和する装飾をすること
- (4) 建築物に表示し、又は設置する広告物等は、建築物の規模及び意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とすること
- (5) 複数の広告物等を掲出する場合は集約化するとともに形状や掲出位置を統一し、広告物等の上端は3階程度までの高さとするよう努めること
- (6) 広告物等が敷地境界線から突出しないよう努めること
- (7) ネオンサインその他の照明を使用する場合、美観の維持に必要な対策を講じ周辺の景観に配慮すること
- (8) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む）、反射光の強い塗料等及び夜光塗料の使用をしないこと

3. 禁止地域等における色彩基準

全ての禁止地域等において、以下の色彩基準を守る必要があります。

- (1) 彩度の高い色（マンセル表色系による彩度が10を超える色。以下同じ。）は2色以下とすること。
- (2) 彩度の高い色を地色部分に使用する場合は、当該面の表示面積の1/2以下とすること。但し、以下の場合はこの限りでない。
 - (ア) 自家用、管理用広告物においては、広告物の色数が3色以下の場合
 - (イ) その他の場合は、広告物の色数が2色以下の場合

4. 大規模広告物等にかかる付加基準

敷地内に掲出する全事業者の広告物の表示面積の合計が30㎡超、または、敷地内に高さが4m超の広告物がある場合、当該敷地内全ての広告物に対してさらに上乘せで付加基準が適用されます。付加基準の詳細はP.29～P.31を参照してください。

5. 許可申請が不要となる広告物の規模

禁止地域等における自家用広告物及び管理用広告物については、以下の規模の場合は、許可申請は不要となります。(7.その他の広告物(P.16~18)については、規模に関わらず全て申請が必要です。)

自家用広告物の場合

自家用広告物とは自己の氏名、名称、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に設置する広告物

1 事業所あたり、掲出する広告物の表示面積の合計が**5㎡以下**で
掲出数が**3枚(基・個)以下**、高さが**4m以下**の場合は**許可申請不要**

※広告物の高さの定義 (P.27.1.)

管理用広告物の場合

管理用広告物とは自己の所有する土地又は物件の管理を目的として、管理上必要な事項を表示する広告物。 例) ○○建設予定地、○○会社所有地等

(管理用広告物であっても、以下の規模を超えて設置する場合は、全て自家用広告物となりますので、ご注意ください。)

一団の土地又は1物件あたり、掲出する広告物の表示面積の合計が
10㎡以下で、掲出数が**3枚(基・個)以下**、高さが**4m以下**の場合は
許可申請不要

(但し、**第1種禁止地域**では**5㎡以下**、**2枚(基・個)以下**、高さ**4m以下**の場合)

※広告物の高さの定義 (P.29.1.)

許可申請不要となる場合でも、以下のことについてご注意ください。

- ◎**禁止地域等における共通基準と色彩基準**を満たす必要があります(2.及び3.を参照)
- ◎大規模広告物等がある敷地に広告物を掲出する場合、**付加基準**を満たす必要があります(4.及びP.29~P.31を参照)
- ◎**各禁止地域における掲出基準**を満たす必要があります(6.を参照)
- ◎**各禁止地域において掲出が禁止されているもの**に十分注意して下さい(6.を参照)

6. 各禁止地域の掲出基準について

(1) 第1種禁止地域の基準について

総量規制

表示面積の合計：最大10㎡以下 掲出数：3枚（基・個）まで

掲出が禁止されているもの

- (1) 非自家用広告物 {但し、案内誘導広告物、道標・案内図板等を除く（※P.16～18 参照）}
- (2) 突出広告物
- (3) 置看板
- (4) 建築物の屋上に設置・表示する広告物
- (5) ネオンサイン等（※）を使用するもの
（※）光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。
- (6) 光源が点滅するもの

広告物の種別による個別基準について

- (1) 壁面広告物 1 壁面の広告物の表示面積の合計は当該壁面面積の1/5以下、意匠が同一の物は1 壁面1 枚限り、壁面の外郭線から突出しないこと、窓・開口部をふさがないこと、地上から広告物等の上端までの高さは30m以下
- (2) 建植広告物 数量は一敷地2 基以下、高さは5m以下
- (3) 垣・塀利用広告物（工事中仮囲いやフェンス等に設置するもの）
広告物の表示面積の合計は設置面の面積の1/4以下、掲出数は一面につき2 個以下、垣・塀の外郭線より突出しないものであること
- (4) アドバルーン 幅が1.5メートル以下で高さが1.5メートル以下であること
- (5) のぼり・旗 表示面積は2㎡以下、相互間距離は5m以上（道路の路肩から5m以内に表示する場合に限る）、道路上に設置しないものであること

(2) 第2種禁止地域の基準について

総量規制

表示面積の合計：最大20㎡以下 掲出数：4枚（基・個）まで

掲出が禁止されているもの

- (1) 非自家用広告物 {但し、案内誘導広告物、道標・案内図板等を除く（※P.16～18 参照）}
- (2) 置看板
- (3) 建築物の屋上に設置・表示する広告物（但し、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域においては、屋上構造物の壁面に限り広告物を設置・表示することができる）
- (4) ネオンサイン等（※）を使用するもの
（※）光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。
- (5) 光源が点滅するもの

広告物の種別による個別基準について

- (1) 壁面広告物 1 壁面の広告物の表示面積の合計は当該壁面面積の $1/5$ 以下、意匠が同一の物は1壁面1枚限り、壁面の外郭線から突出しないこと、窓・開口部をふさがないこと、地上から広告物等の上端までの高さは30m以下
- (2) 突出広告物 出幅は建築物の壁面から1.5m以下、道路境界線から1m以下、地上から広告物等の下端までの高さは歩道上2.5m以上、車道上4.5m以上、壁面の上端を超えて突出しないものであること
- (3) 建植広告物 数量は一敷地2基以下、高さは7m以下
- (4) 垣・塀利用広告物（工事中仮囲いやフェンス等に設置するもの）
広告物の表示面積の合計は設置面の面積の $1/4$ 以下、掲出数は一面につき2個以下、垣・塀の外郭線より突出しないものであること
- (5) アドバルーン 幅が1.5メートル以下で高さが1.5メートル以下であること
- (6) のぼり・旗 表示面積は2㎡以下、相互間距離は5m以上（道路の路肩から5m以内に表示する場合に限る）、道路上に設置しないものであること

(3) 第2種禁止特例地域の基準について

掲出が禁止されているもの

- (1) 非自家用広告物 {但し、案内誘導広告物、道標・案内図板等を除く (※P.16~18 参照)}
- (2) 置看板
- (3) ネオンサイン等 (※) を使用するもの
(※) 光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。
- (4) 光源が急速に点滅するもの

広告物の種別による個別基準について

(1) 屋上広告物

- ① 広告物等の高さ (広告物等を設置する場所 (※) から広告物等の上端までの高さをいう)
 - (i) 地上から広告物等を設置する場所 (※) までの高さの $1/2$ 以下
 - (ii) 屋上構造物の上に設置する場合は、屋上構造物を含めた高さを広告物等の高さとして算定すること
但し、屋上構造物が建築基準法上の建築物の階数に含まれる場合、かつ当該広告物が屋上広告物の壁面の延長面から突出していない場合は、屋上構造物の高さは広告物等の高さには含めない(※) 広告物等の直下の屋上階床面又は屋根面のうち最も低い位置
- ② 地上から広告物等の上端までの高さ 10m以下
- ③ この特例基準が適用される路線に面する方向へ向けてのみ表示し、設置するものであること
- ④ 木造建築物の屋上には掲出ししないものであること、建築物 (屋上構造物を除く) の壁面の延長面から突出しないものであること
- ⑤ 支柱、骨組みはルーバー等により遮蔽すること

(2) 壁面広告物

- ① 1 壁面の広告物の表示面積の合計は、広告物等が表示・設置される建築物の地上から 2階部分までの壁面面積の $1/5$ 以下
- ② 広告幕は長さ 15m以下、幅 1.5m以下
- ③ 地上から広告物等の上端までの高さ 10m以下 (※)
(※) 但し、次の条件に全て該当する場合は 1 枚に限り高さの限度を超えて掲出可
 - 自己の氏名、名称、屋号、若しくは商標又は建物名を表示するもの
 - 表示面の上端から下端までの長さが 5m以下
 - ネオンサイン等を使用せず、光源が点滅しないもの
- ④ 道路の路端から 30m以内 (特例地域内) に掲出すること
- ⑤ 壁面の外郭線から突出禁止。窓又は開口部をふさがないこと
- ⑥ 意匠が同一のものは、1 壁面に 1 枚限りであること

次ページへ続く ➡

(3)突出広告物

- ① 出幅は建築物の壁面から1.5m以下、道路境界線から1m以下
- ② 地上から広告物等の上端までの高さは1.0m以下
但し、自己の事業所等が占有する階層の壁面に掲出するものは1枚に限り高さの限度を超えて掲出できる
- ③ 地上から下端までの高さは歩道上2.5m以上、車道上4.5m以上
- ④ 本特例を適用する路線（道路）に面する壁面の利用に限ること
- ⑤ 壁面の上端を超えて突出しないものであること
- ⑥ 広告物の表示面以外の面は金属等で被覆し、露出しないものであること

(4)建植広告物

- ① 1基あたりの表示面積
(i) 広告板…1方向2.0㎡以下、かつ合計表示面積4.0㎡以下
(ii) 広告塔…接する2方向の合計3.0㎡以下、かつ合計表示面積6.0㎡以下
- ② 掲出数は一敷地2基以下、地上から広告物等の上端までの高さは1.0m以下
- ③ 道路の路端から3.0m以内（特例地域内）に掲出すること

(5)垣・塀利用広告物（工事中仮囲いやフェンス等に設置するもの）

広告物の表示面積の合計は設置面の面積の1/4以下、掲出数は一面につき2個以下、垣・塀の外郭線より突出しないものであること

(6)その他

- ① アドバルーン 幅が1.5メートル以下で高さが1.5メートル以下であること
- ② のぼり・旗 表示面積は2㎡以下、相互間距離は5m以上（道路の路肩から5m以内に表示する場合に限る）、道路上には設置しないものであること

(2) 壁面広告物

- ① 1 壁面の広告物の表示面積の合計は当該壁面面積の $1/5$ 以下
- ② 広告幕は長さ 15 m 以下、幅 1.5 m 以下
- ③ 地上から広告物等の上端までの高さ 30 m 以下（住居系、工業系）
40 m 以下（商業系）

※但し、次の条件にすべて該当する場合は 1 枚に限り高さの限度を超えて掲出可

- 自己の氏名、名称、屋号、若しくは商標又は建物名を表示するもの
- 表示面の上端から下端までの長さが 5 m 以下
- ネオンサイン等を使用せず、光源が点滅しないもの

④ その他

- (i) 壁面の外郭線から突出しないものであること
- (ii) 窓又は開口部をふさがないこと
- (iii) 意匠が同一のものは、1 壁面に 1 枚限りであること

(3) 突出広告物

- ① 出幅は建築物の壁面から 1.5 m 以下、道路境界線から 1 m 以下
- ② 地上から広告物等の上端までの高さは 30 m 以下（住居系、工業系）、40 m 以下（商業系）
- ③ 地上から広告物等の下端までの高さは歩道上 2.5 m 以上、車道上 4.5 m 以上
- ④ 壁面の上端を超えて突出しないものであること

(4) 建植広告物

- ① 1 基あたりの表示面積
 - (i) 広告板…1 方向 20 m² 以下
 - (ii) 広告塔…接する 2 方向の合計 30 m² 以下
- ② 掲出数は一敷地 2 基以下、地上から広告物等の上端までの高さは 10 m 以下

(5) 垣・塀利用広告物（工事中仮囲いやフェンス等に設置するもの）

広告物の表示面積の合計は設置面の面積の $1/4$ 以下、掲出数は一面につき 2 個以下、垣・塀の外郭線より突出しないものであること

(6) その他

- ① アドバルーン 幅が 1.5 メートル以下で高さが 15 メートル以下であること
- ② のぼり・旗 表示面積は 2 m² 以下、相互間距離は 5 m 以上（道路の路肩から 5 m 以内に表示する場合に限る）、道路上には設置しないものであること

7. その他の広告物等について

禁止地域では、非自家用広告物は原則掲出禁止ですが、以下の基準を満たすものは設置可能です。

総量規制 敷地内の全ての非自家用広告物（(1)案内誘導広告物、(2)道標・案内図板・避難誘導にかかる広告物に限る）の表示面積の合計：**最大10㎡以下**

総量規制の範囲内で掲出できる非自家用広告物の種類とその基準

(1) 案内誘導広告物

公衆の利便に供する目的で施設や店舗、モデルルーム等への案内誘導の為に掲出される広告物であって、以下の基準を満たすもの

ただし、第1種禁止地域においては、施設等の立地の状況により、当該施設等への案内誘導が特に必要と認められる場合のみ設置可能（事前協議が必要）

共通基準

- ①禁止地域等の共通基準・色彩基準に適合するものであること（P.8 参照）
- ②案内誘導しようとする施設等から広告物等までの距離は1km以下であること
- ③ネオンサイン等（※）を使用せず、かつ光源の点滅がないものであること
（※）光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。
- ④名称、事業内容、方向、距離等、案内誘導に必要な最小限度の事項を表示するものであること



<表示内容のルール>

●表示しなければならないもの

案内先の施設名、広告物の掲出場所から施設までの案内誘導にかかる事項

*表示できる例：方向（見取図）、矢印、距離 等

*表示できない例：現在地点の表示がない見取図

○○駅徒歩1分などの現在地点からの誘導に無関係な内容

●表示することができるもの

ロゴマーク、住所、電話番号、

業種・業態（施設名のみでは案内誘導に支障がある場合に例外的に表示可）

●表示することができないもの

商品名、価格、営業日時、写真、イラスト、キャッチコピー、その他場所への案内誘導には直接関係がない内容

※ 表示内容については、必ず事前に都市デザイン課と協議してください

個別基準

①建物の壁面に表示する場合

表示面積 2 m^2 以下、かつ1壁面の広告物の表示面積の合計は当該壁面面積の $1/5$ 以下とすること
意匠が同一の物は1壁面1枚限りであること、地上から広告物等の上端までの高さは 30 m 以下、
壁面の外郭線から突出しないこと、窓・開口部をふさがないこと

②突出広告物として表示する場合（第1種禁止地域内は掲出不可）

表示面積 2 m^2 以下、出幅は、建築物の壁面から 1.5 m 以下、道路境界線から 1 m 以下であること
地上から広告物等の下端までの高さは歩道上 2.5 m 以上、車道上 4.5 m 以上であること
壁面の上端を超えて突出しないものであること

③建植して表示する場合

- (a)一方向の表示面積 2 m^2 以下であること（広告塔の場合は、それぞれ接する二方向の表示面積の合計）
- (b)表示方法について、横幅は 2 m 以下、地上から広告物等の上端までの高さは 3 m 以下であること
相互間の距離は 5 m 以上、信号機・踏切からは 5 m 以上離れていること
- (c)建植広告物についての数量は、自家用・非自家用問わず一敷地 2 基以下とすること

④垣・塀（工事用仮囲いやフェンス等）を利用して表示する場合

表示面積 2 m^2 以下、かつ広告物の表示面積の合計は設置面の面積の $1/4$ 以下であること
掲出数は一面につき 2 個以下、垣・塀の外郭線より突出しないものであること

⑤その他の表示方法

表示面積 2 m^2 以下、かつ電柱利用（巻付・突出）・バス停標識利用・消火栓標識利用広告物等で
許可地域等の基準に適合するもの（P.25～26 参照）

（2）道標・案内図板・避難誘導等広告物

いわゆる『道しるべ』である道標や自治会等の公共目的使用の案内図板等、避難誘導にかかるもの

一方向の表示面積（広告塔の場合は、それぞれ接する二方向の表示面積の合計）

(a)道標	2 m^2 以下	(b)案内図板	6 m^2 以下	(c)説明板	4 m^2 以下
(d)避難誘導	1 m^2 以下	(e)その他	6 m^2 以下		

<第1種禁止地域のみ以下の基準>

(a)道標	1 m^2 以下	(b)案内図板	3 m^2 以下	(c)説明板	2 m^2 以下
(d)避難誘導	0.5 m^2 以下	(e)その他	3 m^2 以下		

次ページへ続く ➡

広告物の種類とその表示方法

①建物の壁面に表示する場合

1 壁面の広告物の表示面積の合計は当該壁面面積の1/5以下とすること
意匠が同一の物は1壁面1枚限りであること、地上から広告物等の上端までの高さは30m以下、壁面の外郭線から突出しないこと、窓・開口部をふさがないこと

②突出広告物として表示する場合

出幅は、建築物の壁面から1.5m以下、道路境界線から1m以下であること
地上から広告物等の下端までの高さは、歩道上2.5m以上、車道上4.5m以上であること
壁面の上端を超えて突出しないものであること

③建植して表示する場合

地上から広告物等の上端までの高さは3m以下、
相互間の距離は5m以上、信号機・踏切からの距離は5m以上
建植広告物についての数量は、自家用・非自家用問わず一敷地2基以下とすること

④垣・塀（工事用仮囲いやフェンス等）を利用して表示する場合

広告物の表示面積の合計は設置面の面積の1/4以下であること
掲出数は一面につき2個以下、垣・塀の外郭線より突出しないものであること

⑤その他の表示方法

電柱利用（巻付・突出）・バス停標識利用・消火栓標識利用広告物等、置看板で許可地域等の基準に適合するもの（P.25～26・28 参照）

※避難誘導に係るものは、建物名、方向、距離等の表示が避難誘導のために必要最小限の表示であること

※屋上利用広告物禁止、ネオンサイン等（光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。）禁止、光源点滅禁止

※禁止地域における共通基準・色彩規制に適合すること（但し、案内図板のみ色彩規制をしない）

※寄贈者名等を表示する場合は、当該表示部分の面積が広告物の表示面積の1/10以下であること

許可地域等の概要

1. 許可地域等の分類

許可地域（住居）

許可地域（工業）

許可地域（商業）

許可地域等は原則左記の3つに分類されます。

地域分類の詳細については、本誌P.4～P.7をご参照ください。

ご不明な場合はお問い合わせください。

2. 許可地域等における共通基準

許可地域等においては、以下の共通基準を守る必要があります。特に（9）に定める禁止地域等の境界線付近に掲出する場合は注意して下さい

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を、周辺の景観と調和させること
- (2) 広告物等の数量及び面積は、必要最小限とすること
- (3) 広告物等の裏面、側面、掲出する物件等は、表示面及び周辺の景観と調和する装飾をすること
- (4) 建築物に表示し、又は設置する広告物等は、建築物の規模及び意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とすること
- (5) 複数の広告物等を掲出する場合は集約するとともに形状や掲出位置を統一し、広告物等の上端は3階程度までの高さとするよう努めること
- (6) 広告物等が敷地境界線から突出しないよう努めること
- (7) ネオンサインその他の照明を使用する場合、美観の維持に必要な対策を講じ、周辺の景観に配慮すること
- (8) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む）、反射光の強い塗料等及び夜光塗料の使用をしないこと
- (9) **第2種禁止地域、風致地区の境界線から100m以内**の地域に掲出する場合、**当該禁止地域等から視認できるもの**は、ネオンサイン等（光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。）禁止、かつ光源の点滅（光源の動き、光源の輝度の変化を含む）の禁止

3. 許可地域等における総量規制

許可地域等では、以下の場合に総量規制がかかります。

総量規制

（1）許可地域（住居）において非自家用広告物を掲出する場合

一つの敷地内に掲出する非自家用広告物等の合計表示面積は10㎡以下であること

（※自家用広告物は含まない）

（2）高さが15mを超える建築物に広告物を掲出する場合（全ての許可地域等）

高さが15mを超える建築物に掲出できる広告物の表示面積の総合計は、建築物の壁面合計面積（高さ4.7m以下（許可地域（商業）は高さ5.2m以下）に該当する部分の面積）の1/2以下であること

4. 許可申請が不要となる広告物の規模

許可地域等における自家用広告物及び管理用広告物については、以下の規模の場合は、許可申請は不要となります。（非自家用広告物については、規模に関わらず全て申請が必要です。）

自家用広告物の場合

自家用広告物とは自己の氏名、名称、屋号若しくは商標又は自己の事業若しくは営業内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に設置する広告物

1事業所あたり、掲出する広告物の表示面積の合計が**10㎡以下**で
掲出数が**3枚(基・個)以下**、高さが**4m以下**の場合は**許可申請不要**
※広告物の高さの定義（P.29.1.）

管理用広告物の場合

管理用広告物とは自己の所有する土地又は物件の管理を目的として、管理上必要な事項を表示する広告物。 例）○○建設予定地、○○会社所有地等

（管理用広告物であっても、以下の規模を超えて設置する場合は、全て自家用広告物となりますので、ご注意ください。）

一団の土地又は1物件あたり、掲出する広告物の表示面積の合計が
10㎡以下で掲出数が**3枚(基・個)以下**、高さが**4m以下**の場合は
許可申請不要

※広告物の高さの定義（P.29.1.）

許可申請不要となる場合でも、以下のことについてご注意ください。

- ◎許可地域等における**共通基準と個別基準**を満たす必要があります（2. 及び6. を参照）
- ◎大規模広告物等がある敷地に広告物を掲出する場合、**付加基準**を満たす必要があります（5. 及びP.29～P.31 を参照）

5. 大規模広告物等にかかる付加基準

敷地内に掲出する全事業者の広告物の表示面積の合計が30㎡超、または、敷地内に高さが4m超の広告物がある場合、当該敷地内全ての広告物に対してさらに上乗せで付加基準が適用されます。付加基準の詳細はP.29～P.31 を参照してください。

6. 広告物の種別による個別基準について

(1) 屋上広告物

(ア) 広告物等の高さ

広告物等を設置する場所(※)から広告物等の上端までの高さは、以下の通りとすること
(※) 広告物等の直下の屋上階床面又は屋根面のうち最も低い位置(以下、同じ)

① 許可地域(住居)

5 m以下、かつ地上から広告物を設置する場所(※)までの高さの1/2以下

② 許可地域(工業)

5 m以下、かつ地上から広告物を設置する場所(※)までの高さの1/2以下

③ 許可地域(商業)

7 m以下、かつ地上から広告物を設置する場所(※)までの高さの1/2以下

なお、屋上構造物の上に設置する場合は、原則として屋上構造物を含めた高さを広告物の高さとして算定すること。但し、屋上構造物が建築基準法上の建築物の高さに含まれる場合、屋上構造物の高さは広告物の高さとしては含めない。

(イ) 地上から広告物の上端までの高さ

① 許可地域(住居) および 許可地域(工業) 30 m以下

② 許可地域(商業) 40 m以下

(ウ) その他

① 木造建築物の屋上には掲出しないものであること

② 建築物(屋上構造物を除く)の壁面の延長面から突出しないものであること

③ 支柱、骨組みはルーバー等により遮蔽すること

④ 許可地域(住居)及び許可地域(工業)においては、ネオンサイン等(光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。)は使用せず、かつ急速に光源が点滅しないものであること(但し、時事に関する事項を表示する場合を除く)

⇒ 許可地域(商業)においては掲出可能。

(2) 壁面広告物

(ア) 広告物の表示面積

1 壁面の広告物の表示面積の合計は当該壁面の面積の 1 / 5 以下であること

※広告物の表示面積について、デジタルサイネージ等を使用する場合にあっては、その表示面積に 4 を乗じた面積とすること

(イ) 地上から広告物の上端までの高さ

①許可地域(住居)および許可地域(工業) 30m以下

②許可地域(商業) 40m以下

※但し、以下の条件にすべて該当する場合は1枚に限り高さの限度を超えて掲出可

○自己の氏名、名称、屋号若しくは商標又は建物名を表示するものであること

○表示面の上端から下端までの長さが、5m以下

○ネオンサイン等(光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。)を使用せず、光源が点滅しないものであること

(ウ) その他

①広告幕は長さ15m以下、幅1.5m以下であること

②意匠が同一のものは、1壁面に1枚限りであること

③壁面の外郭線から突出しないものであること

④窓又は開口部をふさがないこと(広告幕を除く)

(3) 突出広告物

(ア) 表示方法等

①出幅は、建築物の壁面から1.5m以下、かつ道路境界線から1m以下

②地上から広告物等の上端までの高さは30m以下、**許可地域(商業)**は40m以下

③道路面から広告物等の下端までの高さは4.5m以上(歩道上は2.5m以上)

(イ) その他

①壁面の上端を超えて突出しないものであること

②広告物の表示面以外の面は金属等で被覆し、露出しないものであること

③交通信号機からの距離が10m以下の場合、ネオンサイン等(光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。)は使用せず、かつ、光源が点滅しないものであること

（４）自己敷地内の建植広告物

自家用広告物で建植して表示するものは、以下の通りとすること

（ア）1基あたりの表示面積

- ①広告板…1方向20㎡以下、かつ、合計表示面積40㎡以下とすること
但し、デジタルサイネージ等を使用する場合は、1方向の表示面の面積は5㎡以下とし、かつ表示面積は10㎡以下とすること
- ②広告塔…接する2方向の合計30㎡以下、かつ合計表示面積60㎡以下
但し、デジタルサイネージ等を使用する場合はそれぞれ接する2方向の表示面の面積の合計は7.5㎡以下とし、かつ表示面積は15㎡以下とすること

（イ）掲出数

建植広告物の数量は、一敷地に2基以下であること

（ウ）地上から上端までの高さ

10m以下であること

但し、5mを超える場合はネオンサイン等（光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。）は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること

（５）自己敷地外の建植広告物（野立広告物）

非自家用広告物で建植して表示するものは、以下の通りとすること

（ア）1基あたりの表示面積

- ①広告板…1方向10㎡以下、かつ、合計表示面積20㎡以下とすること
（路端からの距離が100m以上の場合は、1方向20㎡以下、かつ合計表示面積40㎡以下）
- ②広告塔…接する2方向の合計15㎡以下、かつ合計表示面積30㎡以下とすること
（路端からの距離が100m以上の場合は、接する2方向合計30㎡以下、かつ合計表示面積60㎡以下）

（イ）掲出数

建植広告物の数量は、一敷地に2基以下であること

（ウ）地上から上端までの高さ

①広告板・・・5m以下

②広告塔・・・10m以下

次ページへ続く ➡

(エ) 広告物の相互間の距離

5 m以上

(但し、道路の路端からの距離が100m以上の場合は、100m以上)

(オ) 設置場所

交通信号機、踏切からの距離は5 m以上

(カ) その他

- ①彩度の高い色（マンセル表色系による彩度が10を超える色）は2色以下
- ②ネオンサイン等（光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。）は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること
- ③**特定区域**（P.6 参照）は**野立広告物の掲出禁止**。
但し、指定道路上・線路上等より広告物等が視認できないものは掲出可能。
また、(6)の案内誘導等については設置可能。

(6) 特定区域における自己敷地外の建植広告物

非自家用広告物で建植して表示するものについては、市長が指定する特定区域（P.6 参照）では原則掲出禁止となり、以下の広告物のみ例外的に掲出可能となります。

(ア) 案内誘導広告物

(a)表示面積等

1方向の表示面積の合計（広告塔は接する2方向の合計） 2 m²以下

(b)その他

- ①横幅は2 m以下
- ②地上から上端までの高さは3 m以下
- ③建植広告物の数量は、一敷地に2基以下であること
- ④案内誘導しようとする施設等から広告物等までの距離は1 km以下であること、相互間距離は5 m以上、交通信号機・踏切からの距離は5 m以上
- ⑤彩度の高い色（マンセル表色系による彩度が10を超える色）は2色以下、かつ、彩度の高い色を地色部分に使用する場合は当該面の表示面積の1/2以下
但し、色数が2色以下の場合はこの限りでない
- ⑥ネオンサイン等（光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。）は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること
- ⑦名称、事業内容、方向、距離等案内誘導に**必要最小限の事項**を表示するものであること

⇒ (P.16 (1) 共通基準④参照)

次ページへ続く ➡

(イ) 道標・案内図板・避難誘導等にかかるもの**(a) 表示面積**

①道標	1方向（広告塔は接する2方向の合計）	2㎡以下
②案内図板	1方向（広告塔は接する2方向の合計）	6㎡以下
③説明板	1方向（広告塔は接する2方向の合計）	4㎡以下
④避難誘導	1方向（広告塔は接する2方向の合計）	1㎡以下
⑤その他	1方向（広告塔は接する2方向の合計）	6㎡以下

(b) その他

- ①高さは3m以下
- ②建植広告物の数量は、一敷地に2基以下であること
- ③相互間距離は5m以上、案内図板を除き交通信号機・踏切からの距離は5m以上
- ④案内図板を除き、彩度の高い色（マンセル表色系による彩度が10を超える色）は2色以下、かつ彩度の高い色を地色部分に使用する場合は、当該面の表示面積の1/2以下、但し、色数が2色以下の場合はこの限りでない
- ⑤ネオンサイン等（光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。）は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること
- ⑥避難誘導に係るものは、建物名、方向、距離等の表示が避難誘導のために必要最小限のものであること

(7) 電柱利用広告物**(ア) 表示方法など**

- (a)突出…縦1.2m以下、横0.45m以下、電柱1本当たり1枚まで
道路面から下端までの高さは4.5m以上（歩道上2.5m以上）
- (b)巻付…縦1.5m以下、表示面積は0.5㎡、電柱1本当たり1枚まで
道路面から下端までの高さは1.2m以上

(イ) その他

- (a)交通信号機からの距離は5m以上
- (b)彩度の高い色は2色以下、かつ、彩度の高い色を地色部分に使用しないものとする
但し、色数が2色以下の場合はこの限りでない
- (c)突出は、歩車道の区別のある場合は歩道側、区別のない場合は路肩側に設置すること

(8) 街灯利用広告物

- (ア) 商店街・自治会等が、商店街名・町名等を表示するものに限ること
(貸看板等は一切認められない)
- (イ) 1方向0.2㎡以下、街灯1本に突出1個、板状又は厚さ0.15m以下
難燃構造であること
- (ウ) 道路面から下端までの高さは4.5m以上(歩道上2.5m以上)
- (エ) 交通信号機からの距離は5m以上
- (オ) 彩度の高い色は2色以下、かつ彩度の高い色を地色部分に使用しないものとする
(但し、色数が2色以下の場合を除く)
- (カ) 同一商店街に掲出するときは、規格を統一すること

(9) バス停標識利用広告物

- (ア) 表示板の当該面の面積の1/3以下、かつ1個のみ
- (イ) 彩度の高い色は2色以下、かつ彩度の高い色を地色部分に使用しないものとする
(但し、色数が2色以下の場合を除く)
- (ウ) 車両の進行方向から視認できない場所に表示すること

(10) 消火栓標識利用広告物

- (ア) 縦0.4m以下、横0.8m以下、消火栓標識1本につき突出1個までとすること
- (イ) 道路面から下端までの高さは4.5m以上(歩道上は2.5m以上)
- (ウ) 道路信号機からの距離は5m以上
- (エ) 彩度の高い色は2色以下、かつ彩度の高い色を地色部分に使用しないものとする
(但し、色数が2色以下の場合を除く)

(11) アーチ利用広告物

- (ア) 商店街・自治会等が、商店街名・町名等を表示するものに限ること
(貸看板等は一切認められない)
- (イ) 道路面から下端までの高さは4.5m以上(歩道上は2.5m以上)
- (ウ) ネオンサイン等(光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。)は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること

(12) アーケード利用広告物（一時的なものを除く）

- (ア) 1方向0.5㎡以下、設置者1人につき1個とすること
- (イ) 道路面から下端までの高さは4.5m以上（歩道上は2.5m以上）
- (ウ) 同一商店街に掲出するときは、規格を統一すること
- (エ) ネオンサイン等（光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。）は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること

(13) 自動車利用広告物

- (ア) 宣伝車 消防自動車・救急自動車と紛らわしくないものであること
- (イ) 路線バス 表示面積は側部については3㎡以下、後部では1㎡以下であること
ただし、印刷したフィルムを車体に貼り付けるラッピングバスについては、地域の景観と調和したものである場合は、この限りでない。
また、前部に表示するものでないこと

(14) 垣・塀利用広告物

工事用の仮囲いや駐車場のフェンス等に設置する広告物は以下の基準です

- (ア) 広告物の表示面積の合計は設置面の面積の1/4以下、かつ数量は一面につき2個以下
- (イ) 垣又は塀の外郭線から突出しないものであること

(15) 横断幕

道路面から下端までの高さは4.5m以上であること
(但し、建物の壁面を利用するものを除く)

(16) アドバルーン

幅1.5m以下、高さ15m以下であること

(17) のぼり・旗

- (ア) 表示面の面積は2㎡以下であること
- (イ) 相互間距離は5m以上であること（道路の路肩から5m以内に表示する場合に限る）
- (ウ) 道路上には掲出しないこと

(18) 置看板

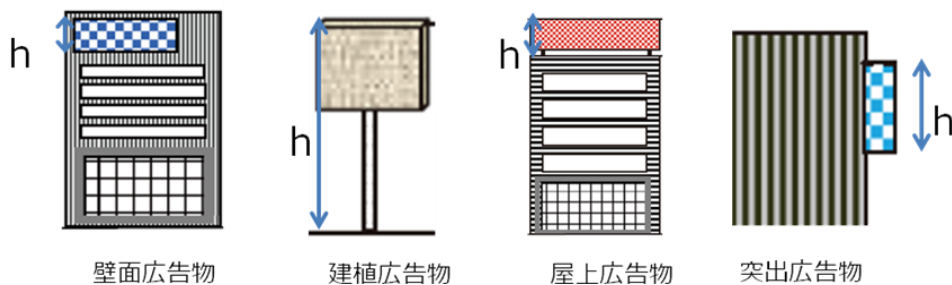
- 道路上には掲出しないこと

大規模広告物等を表示・設置する際の付加基準

1. 大規模広告物等の定義

敷地内に掲出する全事業者の広告物の表示面積の合計が**30㎡超**、または、敷地内に高さ（※）が**4m超**の広告物がある場合の、当該敷地内全ての広告物。

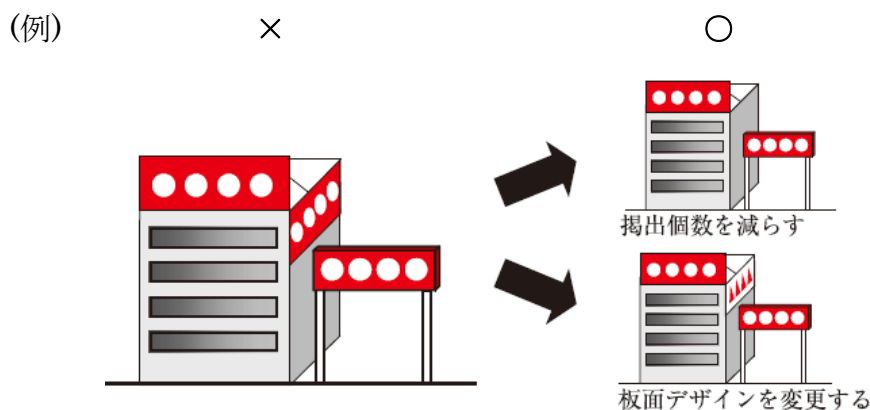
（※）広告物等の高さ（h）は、下記の例のとおりとする



2. 付加基準の内容

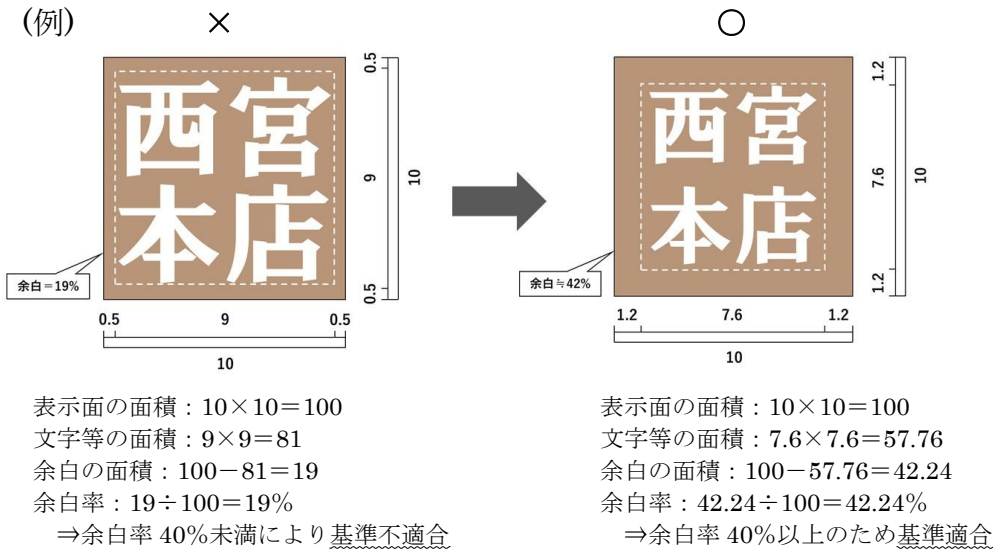
（1）同一内容の広告物の数量

広告物が表示・設置される敷地に接する道路から同時に望見できる同一内容の広告物等の表示・設置は、**2枚（基・個）以下**とすること



(2) 余白

余白（表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分）の面積は、表示面全体の面積の**40パーセント以上**とすること



(3) 色彩

(ア)～(ウ)の全ての基準を満たすこと。

(ア) 下記の彩度の高い色を使用する場合は**2色以下**とすること

色相	P系, RP系, R系, YR系 (0~7.5YR系のみ)	左記以外の色相
彩度※	10を超えるもの	8を超えるもの

色相 明度 彩度

※ マンセル表色系による。(マンセル表示例：7.5R 3 / 6)

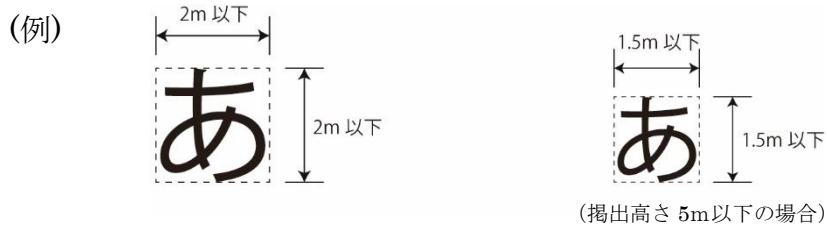
(イ)上記(ア)の彩度の高い色を地色部分に使用する場合は、当該面の表示面積に対する割合を下記の表に区分に応じ、それぞれに定める数値以下とすること
 但し、当該面の表示面積が10㎡以下の場合、この限りではない

区域	禁止地域 市街化調整区域	住居系地域 工業系地域	商業系地域
彩度の高い色の割合	50%以下	60%以下	70%以下

(ウ) 表示面以外の枠又は支柱等使用する色の彩度は**1以下**とすること

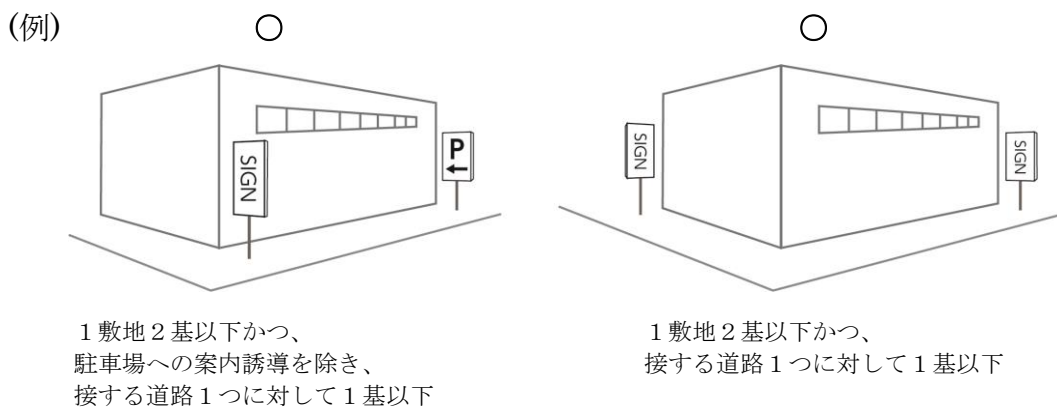
(4) 文字サイズ

1文字あたりの1辺の長さが**2m以下**とすること。(但し、当該文字の掲出高さが地上から5m以下の場合、1文字あたりの1辺の長さが**1.5m以下**とすること)



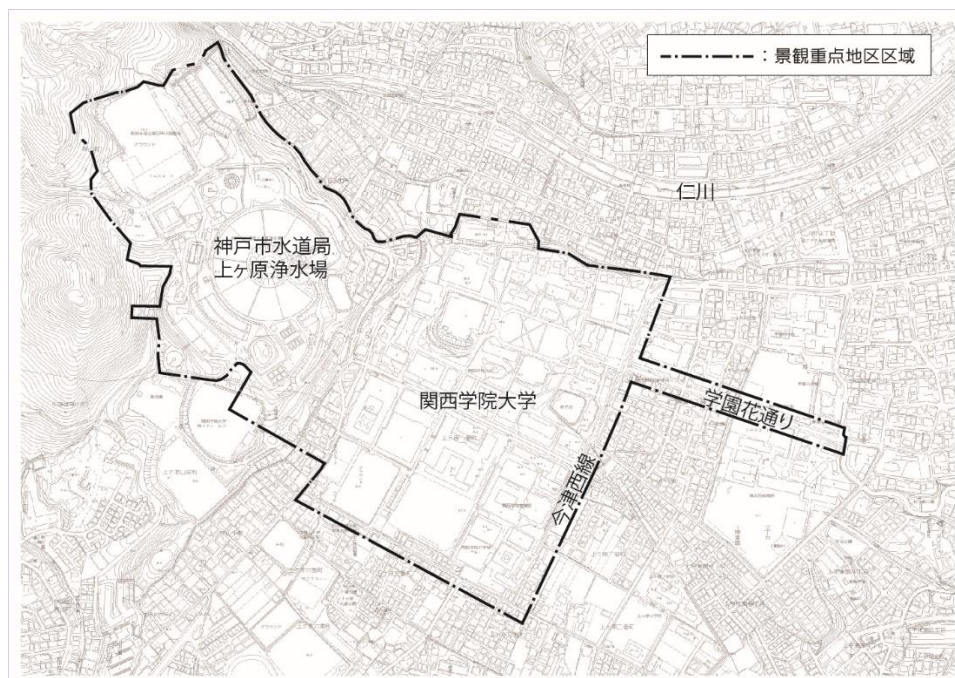
(5) 建植広告物の数量

建植広告物の数量は、案内誘導(※)のためのものを除き、**接する道路ごとに1基以下**とすること。
 ((※) 駐車場への案内誘導等。案内誘導以外の自己の名称等の表示は表示面積の1/4以下とすること。)



関西学院周辺景観地区の概要

1. 関西学院周辺景観地区の範囲



西宮市上甲東園2丁目、上甲東園3丁目、上甲東園5丁目、上ヶ原一番町、上ヶ原二番町、上ヶ原三番町、上ヶ原山手町、上ヶ原山田町、仁川百合野町、甲山町の各一部

2. 関西学院周辺景観地区の共通基準

関西学院周辺景観地区においては、以下の共通基準を守る必要があります

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を、周辺の景観と調和させること
- (2) 広告物等の数量及び面積は、必要最小限とすること
- (3) 広告物等の裏面、側面、掲出する物件等は、表示面及び周辺の景観と調和する装飾をすること
- (4) 建築物に表示し、又は設置する広告物等は、建築物の規模及び意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とすること
- (5) 複数の広告物等を掲出する場合は集約化するとともに形状や掲出位置を統一し、広告物等の上端は2階程度までの高さとする
- (6) 広告物等が敷地境界線から突出しないよう努めること
- (7) ネオンサイン等を使用しないものであること。ただし、建築物を利用するネオンサイン等（ネオン管の露出しているネオンサイン又はLEDサインを除く。）であって、歩行者及び周囲にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号灯の認識に支障がないよう表示位置、方向、明るさ及び発光部分の大きさに配慮したものにあつては、この限りでない。
- (8) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む）、反射光の強い塗料等及び夜光塗料の使用をしないこと

3. 関西学院周辺景観地区で設置できないもの

関西学院周辺景観地区では、下記のものとは設置することができませんので、ご注意ください

- (1) 非自家用広告物（但し、案内誘導広告物、道標・案内図板等を除く）
- (2) 建築物の屋上に設置・表示する広告物
- (3) 可変表示式広告物（常時表示の内容を変えることができる広告物）
（例：デジタルサイネージ、電光表示板等）
- (4) 可動式広告物（照射する光が動く若しくは点滅のある照明及び回転灯）

4. 許可申請が不要となる広告物の規模

関西学院周辺景観地区において、自家用広告物及び管理用広告物については、一定規模に満たない広告物について許可申請は不要です

自家用（管理用）広告物の場合

※自家用（管理用）広告物の定義はP.7を参照して下さい

- 1 事業所（管理広告物にあつては、一団の土地又は1物件）あたり、
掲出する広告物の表示面積の合計が**3㎡以下**で
掲出数が**3枚(基・個)以下**※、高さが**4m以下**の場合は**許可申請不要**

許可申請不要となる場合でも、以下のことについてご注意ください。

- ◎関西学院周辺景観地区全域にかかる基準を満たす必要があります（2.及び5.を参照）
- ◎関西学院周辺景観地区において掲出が禁止されているものに十分注意して下さい（3.を参照）
- ◎禁止地域等における色彩基準を満たす必要があります（P.6を参照）
- ◎関西学院周辺景観地区における広告物の種別による個別基準についてを満たす必要があります（5.を参照）
- ◎同じ敷地内に高さ4mを超える広告物等がある場合、又は同じ敷地内の広告物等の合計表示面積が3㎡を超える場合は**関西学院周辺景観地区の付加基準**を満たす必要があります。（6.を参照）

5. 関西学院周辺景観地区全域にかかる基準の内容

関西学院周辺景観地区において、下記の基準が適用されます

総量規制 一団の土地又は建築物等につき、
掲出する広告物の表示面積の合計は**最大10㎡以下**
(但し、敷地面積が500㎡を超える場合は**最大15㎡以下**)
掲出数は**4枚(基・個)まで**

色彩基準

- (1)彩度の高い色(マンセル表色系による彩度が10を超える色。以下同じ。)は2色以下とすること。
- (2)彩度の高い色を地色部分に使用する場合は、当該面の表示面積の1/2以下とすること。
但し、関西学院周辺景観地区付加基準が適用される場合(6.を参照)を除き、以下の場合はこの限りでない。
(ア)自家用、管理用広告物においては、広告物の色数が3色以下の場合
(イ)その他の場合は、広告物の色数が2色以下の場合

広告物の種別による個別基準について

- (1)壁面広告物 当該壁面の表示面積の1/5以下、意匠が同一の物は1壁面1枚限り、壁面の外郭線から突出しないこと、窓・開口部をふさがないこと
表示面の上端から下端までの長さは5m以下、地上から表示面の上端までの高さは8m以下、かつ建築物の軒の高さを越えて掲出しないこと
- (2)突出広告物 出幅は建築物の壁面から1.5m以下、道路境界線から1m以下
壁面の上端を超えて突出しないものであること
地上から表示面の上端までの高さは8m以下、かつ建築物の軒の高さを越えて掲出しないこと
地上から下端までの高さは歩道上2.5m以上、車道上4.5m以上
広告物の表示面以外の面は金属等で被覆し、露出しないものであること
- (3)自己の敷地内に建植するもの 数量は一敷地2基以下、高さは7m以下
- (4)垣・塀利用広告物(工事中仮囲いやフェンス等に設置するもの)
広告物の表示面積の合計は設置面の面積の1/4以下、掲出数は一面につき2個以下、
垣・塀の外郭線より突出しないものであること
- (5)アドバルーン 幅1.5m以下、高さ15m以下
- (6)広告旗 表示面の面積は2㎡以下とし、道路上には掲出しない
路肩から5m以内に掲出する場合は、相互間距離は5m以上であること
- (7)置看板 1方向の表示面積0.5㎡以下(両面1㎡以下)とし、数量は1事業所あたり1基以下
道路上に掲出しないこと

6. 関西学院周辺景観地区付加基準の内容

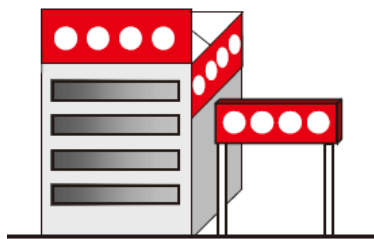
関西学院周辺景観地区において、敷地内の広告物の表示面積の合計が3㎡超、または、敷地内に高さが4mを超える広告物等がある場合、下記の基準が適用されます。

(1) 同一内容の広告物の数量

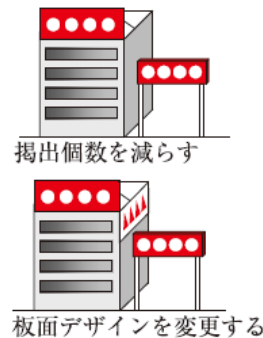
広告物が表示・設置される敷地に接する道路から同時に望見できる同一内容の広告物等の表示・設置は、**2枚(基・個)以下**とすること。(但し、高さが4mを超える広告物がない敷地は除く。)

(例)

×



○

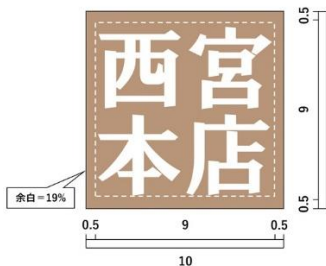


(2) 余白

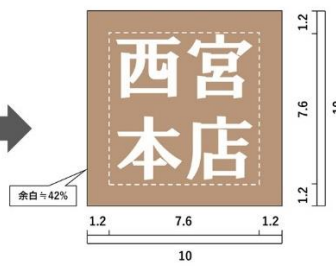
余白(表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分)の面積は、表示面全体の面積の**40パーセント以上**とすること。(但し、高さが4mを超える広告物がない敷地の広告物は除く。)

(例)

×



○



(3) 色彩

(ア)～(ウ)の全ての基準を満たすこと。

(ア) 下記の色彩を使用する場合は**2色以下**とし、かつ表示面積の1/30以下とすること
(但し、1個あたり0.5㎡以下の広告物を除く。)

色相	R系、YR系、Y系	左記以外の色相
彩度	10を超えるもの	8を超えるもの

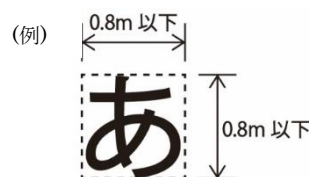
- (イ) 下記の色彩を使用する場合は**2色以下**とし、かつ表示面積の1/5以下とすること
 (但し、1個あたり0.5㎡以下の広告物を除く。)

色相	R系、YR系、Y系	左記以外の色相
彩度	6を超え10以下のもの	4を超え8以下のもの

- (ウ) 表示面以外の枠又は支柱等に使用する色の彩度は**1以下**とすること

(4) 文字サイズ

1文字あたりの1辺の長さが**0.8m以下**とすること

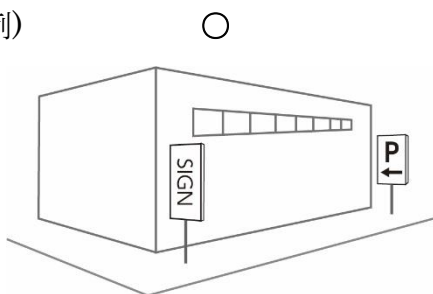


(5) 建植広告物

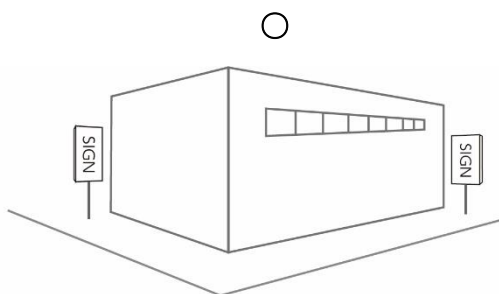
建植広告物の数量は、案内誘導(※)のためのものを除き、**接する道路ごとに1基以下**とすること。(但し、高さが4mを超える広告物がない敷地は除く。)

((※)駐車場への案内誘導等。案内誘導以外の自己の名称等の表示は表示面積の1/4以下とすること。)

(例)



1敷地2基以下かつ、
 駐車場への案内誘導を除き、
 接する道路1つに対して1基以下



1敷地2基以下かつ、
 接する道路1つに対して1基以下

(6) 突出広告物

壁面からの出幅は1m以下とし、道路に突出させないこと。

(7) その他

広告物等が敷地境界線から突出しないものとする。

津門大塚地区景観重点地区の概要

1. 津門大塚地区景観重点地区の範囲



西宮市津門大塚町の一部

2. 津門大塚地区景観重点地区の共通基準

津門大塚地区景観重点地区においては、以下の共通基準を守る必要があります

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を、周辺の景観と調和させること
- (2) 色彩及び意匠は、周辺の緑樹との調和に配慮すること
- (3) 広告物等の数量及び面積は、必要最小限とすること
- (4) 広告物等の裏面、側面、掲出する物件等は、表示面及び周辺の景観と調和する装飾をすること
- (5) 建築物に表示し、又は設置する広告物等は、建築物の規模及び意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とすること
- (6) 複数の広告物等を掲出する場合は集約するとともに形状や掲出位置を統一し、広告物等の上端は3階程度までの高さとするよう努めること
- (7) 広告物等が敷地境界線から突出しないよう努めること
- (8) ネオンサインその他の照明を使用する場合、美観の維持に必要な対策を講じ、周辺の景観に配慮すること
- (9) LEDサインは、歩行者及び周辺にまぶしさなどの不快感を与えず、交通信号灯の認識に支障がないように表示位置、方向、明るさ、点滅速度並びに表示及び画面の変化の速度に配慮すること
- (10) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む）、反射光の強い塗料等及び夜光塗料の使用をしないこと
- (11) 接する道路が西宮市景観計画で定めるにぎわい軸（国道2号）及びシンボル軸（名神高速道路又はJR神戸線（東海道本線）に面する道路を除く区画道路）である広告物等（看板、バナー、フラッグ等）については、当該道路沿いに掲出されている広告物等と統一感を図るよう努めること

3. 津門大塚地区景観重点地区で設置できないもの

津門大塚地区景観重点地区においては、下記のものは設置することができませんので、ご注意ください

- (1) 非自家用広告物
- (2) 屋上広告物
- (3) のぼり・旗
- (4) ポスター・シート等によるはり紙など
- (5) ひさし看板（建築物の屋根、軒、ひさしに表示・設置するもの）
- (6) 可変表示式広告物（常時表示の内容を変えることができる広告物）
（例：デジタルサイネージ、電光表示板等）
- (7) 可動式広告物（照射する光が動く若しくは点滅のある照明及び回転灯）

4. 許可申請が不要となる広告物の規模

津門大塚地区景観重点地区において、自家用広告物及び管理用広告物については、一定規模に満たない広告物について許可申請は不要です

自家用（管理用）広告物の場合

※自家用（管理用）広告物の定義はP.9を参照して下さい

- 1 事業所（管理広告物にあつては、一団の土地又は1物件）あたり、
掲出する広告物の表示面積の合計が **1 m²以下**で
掲出数が **3枚(基・個)以下**、高さが **4 m以下**の場合は**許可申請不要**

許可申請不要となる場合でも、以下のことについてご注意ください。

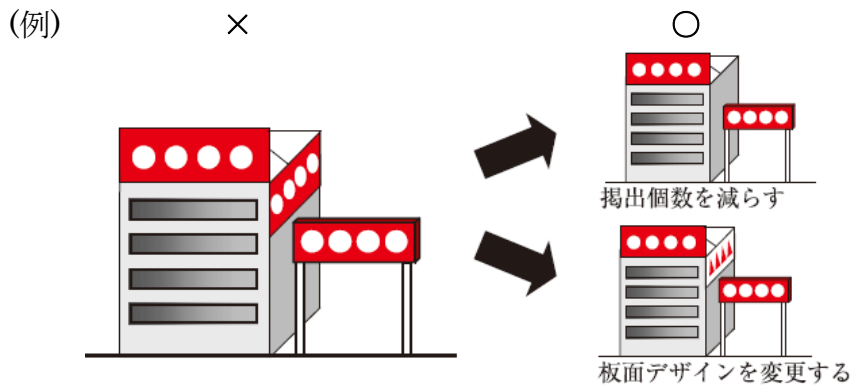
- ◎津門大塚地区景観重点地区における**共通基準**を満たす必要があります（2.を参照）
- ◎津門大塚地区景観重点地区において**掲出が禁止されているもの**に十分注意して下さい（3.を参照）
- ◎許可地域等における**個別の掲出基準**を満たす必要があります（P.19～28を参照）

5. 津門大塚地区の付加基準の内容

津門大塚地区景観重点地区において、許可申請が必要な場合は、下記の付加基準が適用されます。別途、許可地域（工業）の規制も合わせてかかりますので、P.19～P.28 もご参照ください。

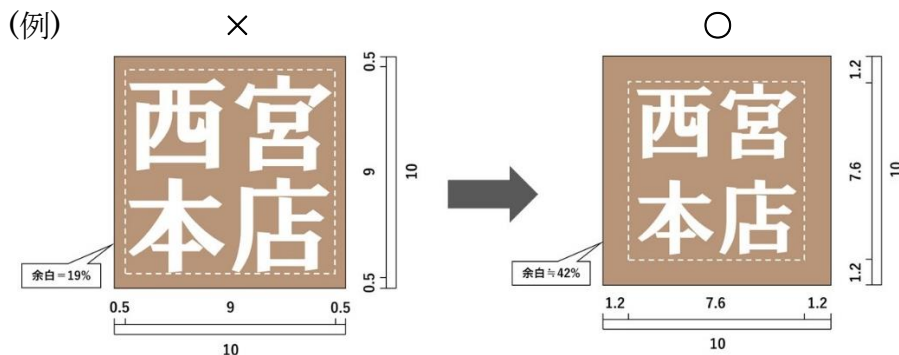
（１）同一内容の広告物の数量

広告物が表示・設置される敷地に接する道路から同時に望見できる同一内容の広告物等の表示・設置は、**2枚（基・個）以下**とすること



（２）余白

余白（表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分）の面積は、表示面全体の面積の**40パーセント以上**とすること



（３）色彩

(ア)～(エ)の全ての基準を満たすこと。

(ア) 下記の彩度の高い色を使用する場合は**2色以下**とすること

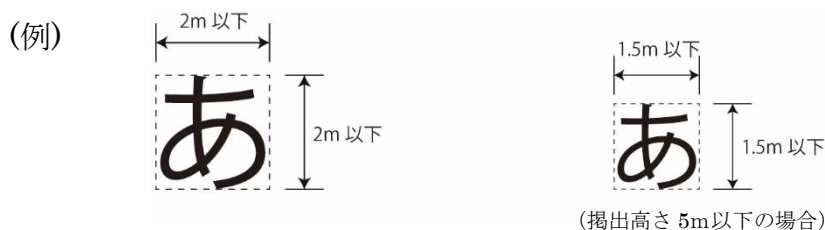
色相	P系, RP系, R系, YR系 (0～7.5YR系のみ)	左記以外の色相
彩度	10を超えるもの	8を超えるもの

次ページへ続く ➡

- (イ) 前記(ア)の彩度の高い色を地色部分に使用する場合は、**1色以下**とし、当該面の表示面積の**1/2以下**すること
- (ウ) 額縁状に使用する地色に用いる色の彩度は**5以下**とすること
- (エ) 表示面以外の枠又は支柱等に使用する色の彩度は**1以下**とすること

(4) 文字サイズ

1文字あたりの1辺の長さが**2m以下**とすること（但し、当該文字の掲出高さが地上から5m以下の場合は、1文字あたりの1辺の長さが**1.5m以下**とすること）



(5) 写真及び絵画を使用するもの

写真、絵画を使用した広告物等の高さは、**10m以下**とし、1枚（基）当たりの表示面積は、**10㎡以下**とすること

(6) 壁面広告物

- (ア) 壁面広告物の表示面積の合計は、1壁面ごとの**1/5以下**かつ、見付壁面で**60㎡以下**とする（但し、建築物から**0.5m**以内に建植広告物を設置し、当該見付壁面と同方向に向けて表示・設置されたものがある場合は、当該広告物の表示面積を含む）
- (イ) 地上から上端までの高さは、**20m以下**とすること
 - ※但し、以下の条件にすべて該当する場合は1枚に限り高さの限度を超えて掲出可
 - (a) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又はビル名を表示するもの
 - (b) 表示面の上端から下端までの長さが、**5m以下**
- (ウ) 建築物の軒の高さを超えて表示しないものであること

(7) 突出広告物

- (ア) 出幅は建築物の壁面から**1m以下**とすること
- (イ) 地上から上端までの高さは、**15m以下**とすること
- (ウ) 1壁面に複数設置する場合は、形状を統一し、地盤面に対して垂直に1列に設置すること（但し、最上部の高さが**4m以下**の場合は、2列設置することができるものとする）

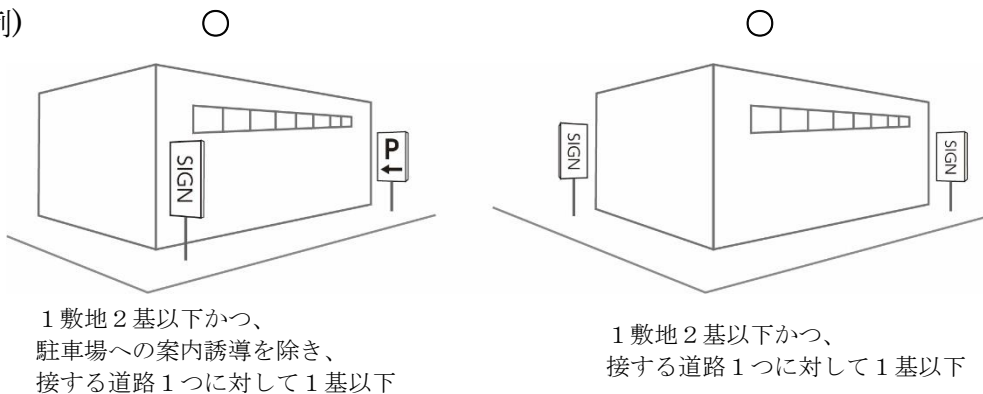
（８）建植広告物

（ア）～（ウ）の全ての基準を満たすこと。

（ア）建植広告物の数量は、案内誘導（※）のためのものを除き、**接する道路ごとに1基以下**とすること。

（（※）駐車場への案内誘導等。案内誘導以外の自己の名称等の表示は表示面積の1/4以下とすること。）

（例）



（イ）広告物等の地上からの高さは、7m以下であること

（ウ）にぎわい軸及びシンボル軸については、1本柱及び多本柱型の形状は不可とし、板状の自立型の形状とする（但し、やむなく1本柱とする場合は、表示部分の幅はポールの幅の1.2倍より小さいものとする）

6. 名神高速道路から視認できる広告物について

名神高速道路の路端から**200m以内**の区域で、高速道路から広告物が視認できる場合は、**第3種禁止地域**の規制も適用されますので、ご注意ください（P.8・14～17参照）

7. 地区計画による規制内容

本地区は、**津門大塚地区地区計画**の規制が適用される地域となっています

（規制内容の例）

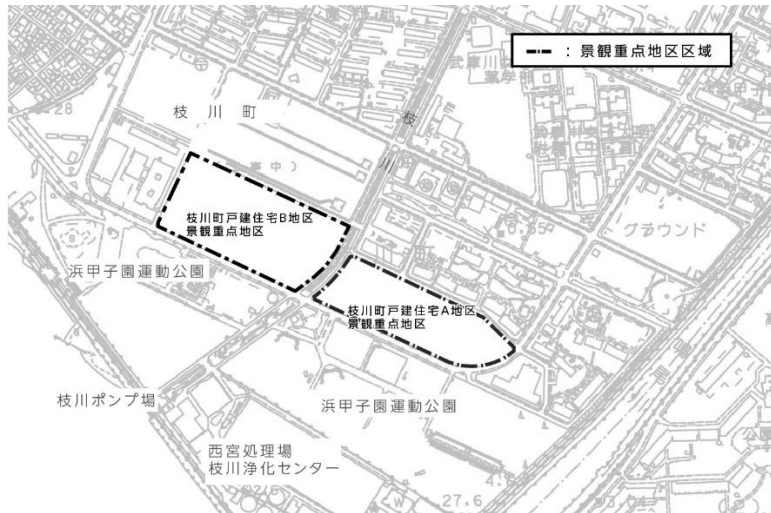
【設置してはならないもの】

- ・ 自己の敷地に建植える広告物で壁面の位置の制限を受ける部分に設置するもの

その他詳細や規制の内容につきましては、西宮市のホームページをご覧ください。都市計画課へお問い合わせ下さい

枝川町戸建住宅A, B地区景観重点地区の概要

1. 枝川町戸建住宅A, B地区景観重点地区の範囲



2. 枝川町戸建住宅A, B地区景観重点地区の共通基準

枝川町戸建住宅A,B地区景観重点地区においては、以下の共通基準を守る必要があります

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を、周辺の景観と調和させること
- (2) 広告物等の数量及び面積は、必要最小限とすること
- (3) 広告物等の裏面、側面、掲出する物件等は、表示面及び周辺の景観と調和する装飾をすること
- (4) 建築物に表示し、又は設置する広告物等は、建築物の規模及び意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とすること
- (5) 複数の広告物等を掲出する場合は集約するとともに形状や掲出位置を統一するよう努めること
- (6) 広告物等が敷地境界線から突出しないよう努めること
- (7) ネオンサインその他の照明を使用する場合、美観の維持に必要な対策を講じ、周辺の景観に配慮すること
- (8) 蛍光塗料（蛍光フィルムを含む）、反射光の強い塗料等及び夜光塗料の使用をしないこと

3. 枝川町戸建住宅A, B地区景観重点地区で 設置できないもの

枝川町戸建住宅 A,B 地区景観重点地区では、下記のものゝ設置することができませんので、ご注意ください

- (1) 非自家用広告物 {但し、案内誘導広告物、道標・案内図板等を除く (※P.16~18 参照)}
- (2) 屋上広告物
- (3) 垣・塀利用広告物 (浜甲子園団地地区計画による制限)
- (4) アドバルーン (浜甲子園団地地区計画による制限)
- (5) 置(立)看板
- (6) 可変表示式広告物 (常時表示の内容を変えることができる広告物)
(例: デジタルサイネージ、電光表示板等)
- (7) 可動式広告物 (照射する光が動く若しくは点滅のある照明及び回転灯)

4. 許可申請が不要となる広告物の規模

枝川町戸建住宅 A,B 地区景観重点地区において、自家用広告物及び管理用広告物については、一定規模に満たない広告物について許可申請は不要です

自家用(管理用)広告物の場合

※自家用(管理用)広告物の定義は P.9 を参照して下さい

1 事業所 (管理広告物にあつては、一団の土地又は 1 物件) あたり、

掲出する広告物の表示面積の合計が **1 m²以下**で

掲出数が **3 枚(基・個)以下**※、高さが **4 m以下**の場合は**許可申請不要**

※但し、掲出数は別途、浜甲子園団地地区計画により制限があるので、当該地区では、実質 2 枚 (基・個) 以下にする必要があります

許可申請不要となる場合でも、以下のことについてご注意ください。

◎枝川町戸建住宅 A,B 地区景観重点地区における**共通基準**を満たす必要があります (2. を参照)

◎枝川町戸建住宅 A,B 地区景観重点地区において**掲出が禁止されているもの**に十分注意して下さい
(3. を参照)

◎**禁止地域等における色彩基準**を満たす必要があります (P.8 を参照)

◎**第 2 種禁止地域等における広告物の種別による個別基準**を満たす必要があります (P.11 を参照)

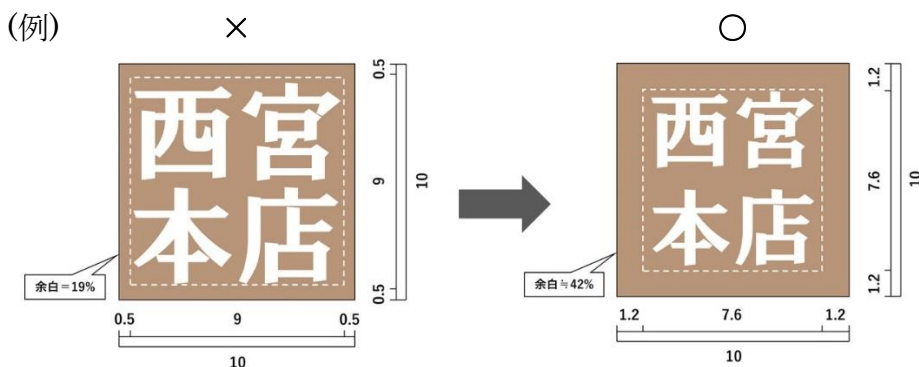
5. 枝川町戸建住宅A, B地区景観重点地区の

付加基準の内容

枝川町戸建住宅A,B地区景観重点地区において、許可申請が必要な場合は、第2種禁止地域の基準(P.9参照)に加えて、下記の付加基準が適用されます

(1) 余白

余白(表示面の縁における文字やロゴマーク等を表示しない部分)の面積は、表示面全体の面積の**40パーセント以上**とすること



(2) 色彩

(ア) ~ (ウ) の全ての基準を満たすこと。

(ア) 下記の彩度の高い色を使用する場合は**2色以下**とすること

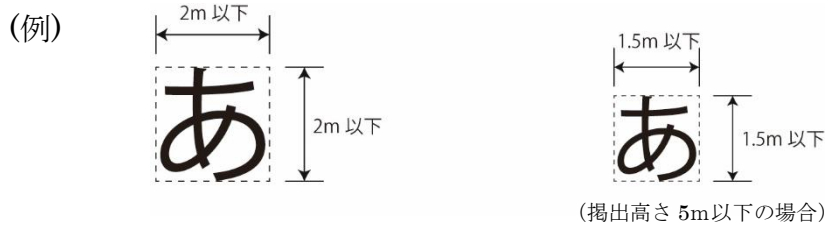
色相	P系, RP系, R系, YR系(0~7.5YR系のみ)	左記以外の色相
彩度	10を超えるもの	8を超えるもの

(イ) 前記(ア)の彩度の高い色を地色部分に使用する場合は、**1色以下**とし、当該面の表示面積の**1/2以下**とすること

(ウ) 表示面以外の枠又は支柱等に使用する色の彩度は**1以下**とすること

(3) 文字サイズ

1文字あたりの1辺の長さが**2m以下**とすること。(但し、当該文字の掲出高さが地上から5m以下の場合は、1文字あたりの1辺の長さが**1.5m以下**とすること)



(4) 壁面広告物

建築物の軒の高さを超えて表示しないものであること

(5) 突出広告物

- (ア) 出幅は建築物の壁面から**1m以下**とすること
- (イ) 道路上に突出しないものであること

6. 地区計画による規制内容

本地区は、**浜甲子園団地地区計画**の規制が適用される地域となっています

(規制内容の例)

【本地区の敷地内で設置することができるもの】

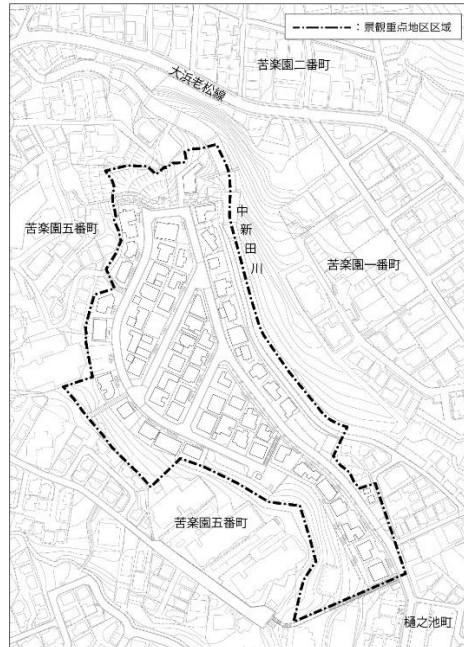
自家用広告物で、形態、意匠、色彩、その他の表示方法が美観を害さないもので下記のもの

- (ア) 建植広告物、のぼり・旗は、高さ3m以下、1基以下、表示面積1㎡以下(2面以上は合計)
- (イ) 壁面広告物又は突出広告物は、どちらか1枚(個)以下、表示面積1㎡以下(2面以上は合計)

その他詳細や規制の内容につきましては、西宮市のホームページをご覧ください。都市計画課へお問い合わせください

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の概要

1. 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の範囲



西宮市苦楽園五番町の一部

2. 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区の共通基準

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区においては、以下の共通基準を守る必要があります

- (1) 広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等を、周辺の景観と調和させること
- (2) 広告物等の数量及び面積は、必要最小限とすること
- (3) 広告物等の裏面、側面、掲出する物件等は、表示面及び周辺の景観と調和する装飾をすること
- (4) 建築物に表示し、又は設置する広告物等は、建築物の規模及び意匠との調和に配慮し、一体感のある形状とすること
- (5) 広告物等が敷地境界線から突出しないこと
- (6) 建築物を利用するネオンサイン等(露出したネオン管を使用したネオンサイン等やLEDサインを除く)を使用する場合、美観の維持に必要な対策を講じ、周辺の景観に配慮すること

3. 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区で

設置できないもの

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区では、下記のものは設置することができませんので、ご注意ください

- (1) 非自家用広告物{但し、道標・案内図板等を除く}
- (2) 建築物の屋上に設置・表示する広告物（但し、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域においては、屋上構造物の壁面に限り広告物を設置・表示することができる）
- (3) アドバルーン
- (4) のぼり・旗
- (5) 置（立）看板
- (6) 可変表示式広告物（常時表示の内容を変えることができる広告物）
（例：デジタルサイネージ、電光表示板等）
- (7) 可動式広告物（照射する光が動く若しくは点滅のある照明及び回転灯）

4. 許可申請が不要となる広告物の規模

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区において、自家用広告物及び管理用広告物については、一定規模に満たない広告物について許可申請は不要です

自家用（管理用）広告物の場合

※自家用（管理用）広告物の定義はP.7を参照して下さい

一団の土地又は1物件あたり、掲出する広告物の表示面積の合計が**0.5㎡未満**で掲出数が**3枚(基・個)以下**、高さが**2m未満**の場合は**許可申請不要**

申請不要となる場合でも、以下のことについてご注意ください。

- ◎苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区における**共通基準**を満たす必要があります（2.を参照）
- ◎苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区において掲出が禁止されているものに十分注意して下さい（3.を参照）
- ◎**禁止地域等における色彩基準**を満たす必要があります（P.8を参照）
- ◎苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区における**広告物の種別による個別基準**を満たす必要があります（5.を参照）

5. 苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区

基準の内容

苦楽園五番町くすのき台地区景観重点地区において、許可申請が必要な場合は、第2種禁止地域の基準は適用されず、下記の基準が適用されます

総量規制 一団の土地又は1物件あたり、
掲出する広告物の表示面積の合計は最大0.5㎡以下
掲出数は4枚（基・個）まで

色彩基準

- (1) 彩度の高い色（マンセル表色系による彩度が10を超える色。以下同じ。）は2色以下とすること。
- (2) 彩度の高い色を地色部分に使用する場合は、当該面の表示面積の1/2以下とすること。
但し、以下の場合はこの限りでない。
(ア) 自家用、管理用広告物においては、広告物の色数が3色以下の場合
(イ) その他の場合は、広告物の色数が2色以下の場合

広告物の種別による個別基準について

- (1) **壁面広告物** 1壁面の広告物の表示面積の合計は当該壁面面積の1/5以下、
意匠が同一の物は1壁面1枚限り、壁面の外郭線から突出しないこと、
窓・開口部をふさがないこと
- (2) **突出広告物** 出幅は建築物の壁面から1.5m以下、
壁面の上端を超えて突出しないものであること
- (3) **建植広告物** 数量は一敷地2基以下であること
- (4) **垣・塀利用広告物**（工事用仮囲いやフェンス等に設置するもの）
広告物の表示面積の合計は設置面の面積の1/4以下、掲出数は一面につき2個以下、
垣・塀の外郭線より突出しないものであること
- (5) **道標・案内図板等**
避難誘導に係るものは建物名、方向、距離等の表示が避難誘導のために必要最小限の表示であること
寄贈者名等を表示する場合は、当該表示部分の面積が広告物の表示面積の1/10以下であること

その他

広告物等の高さは2m以下とすること

各種特例について

1. 大規模小売店舗等の建植広告物の特例

本来自己敷地内における建植広告物は2基までとなっていますが、大規模な小売店舗等において店舗駐車場（自動車及び自転車）の案内誘導（駐車場の場所、進入・退出路の表示、満空車情報の表示、管制するためのもの等）（以下「駐車場表示広告物等」という）の建植広告物を掲出する必要がある場合に、これらについて以下の取り扱いとします

特例の適用要件

(1) 次のいずれかに該当するもの

- (ア) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗
- (イ) (ア)に掲げるもののほか、一の建物であって、その建物内の小売店舗面積（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）（※1）の合計が500㎡を超えるもの
- (ウ) 不特定の利用者の用に供する駐車場で自動車の駐車用に供する部分（※2）の面積が500㎡以上であるものを有する施設
- (エ) 敷地面積が10,000㎡以上である施設

（※1）バックヤード等は除く。主に売場面積等を指す。 （※2）車路を除く駐車スペース部分。

(2) 設置しようとする建植広告物が、当該施設や駐車場への円滑な誘導に特に必要と認められるもの

許可地域における基準

(1) 店舗面積3,000㎡以上、又は敷地面積10,000㎡以上の場合

- (ア) 数量 敷地に接する道路ごとに2基以下。但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しない
- (イ) その他
 - (a) 商業系地域以外の地域にあつては、地上から上端までの高さが5mを超えるものについてネオンサイン等（光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。）は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること
 - (b) 駐車場表示広告物等の自己の名称、店名・商標にかかる表示は、表示面積の1/4以下

(2) 店舗面積500㎡超、3,000㎡未満、又は駐車面積500㎡以上の場合

- (ア) 数量 2基以下。但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しない
- (イ) その他
 - (a) 商業系地域以外の地域にあつては、地上から上端までの高さが5mを超えるものについてネオンサイン等（光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。）は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること
 - (b) 駐車場表示広告物等の自己の名称、店名・商標にかかる表示は、表示面積の1/4以下

禁止地域における基準

(1) 第1種禁止地域の場合

(ア) 表示面積の合計

1事業所当たり10㎡以下

但し、駐車場表示広告物等は、合計5㎡以下に限り表示面積に算入しない

(イ) 掲出数の合計

3枚(基・個)以下(内、建植広告物等の基数は2基以下)

但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しない

(ウ) その他

(a)建築物の壁面から突出しないものであること

(b)ネオンサイン等(光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。)は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること

(c)駐車場表示広告物等の自己の名称、店名・商標に係る表示は、表示面積の1/4以下

(2) 第2種禁止地域の場合

(ア) 表示面積の合計

1事業所当たり20㎡以下

但し、駐車場表示広告物等は合計10㎡以下に限り表示面積に算入しない

(イ) 掲出数の合計

4枚(基・個)以下(内、建植広告物等の基数は2基以下)

但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しない

(ウ) その他

(a)ネオンサイン等(光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。)は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること

(b)駐車場表示広告物等の自己の名称、店名・商標に係る表示は、表示面積の1/4以下

(3) 第3種禁止地域の場合

(ア) 表示面積の合計

1事業所当たり30㎡以下

但し、駐車場表示広告物等は合計15㎡以下に限り表示面積に算入しない

(イ) 掲出数の合計

5枚(基・個)以下(内、建植広告物等の基数は2基以下)

但し、駐車場表示広告物等は、基数に算入しない

(ウ) その他

(a)ネオンサイン等(光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。)は使用せず、かつ急速に光源が点滅しないものであること

(但し、高速自動車国道及び自動車専用道路沿いにある建築物の屋上に表示又は設置する広告板・広告塔にあっては光源が点滅しないものであること)

(b)駐車場表示広告物等の自己の名称、店名・商標に係る表示は、表示面積の1/4以下

2. 案内誘導のための集合看板の特例

施設等への案内誘導のためのものを同一の物件に集合して表示するものであること

特例の適用要件

次の全ての要件を満たすものについて本特例が適用される

- (1) 中国自動車道、名神高速道路、阪神高速道路の出口周辺（料金所又は本線とランプの分合流点から概ね1 km以内、かつ交差点の側端から30 m以内（交通信号機から5 m以内を除く））に設置する案内誘導の為の集合看板であること
- (2) 特定の地区・地点等へ誘導するもの又は公共広告物を、案内誘導広告物等と併せて掲出するものであること
- (3) 案内誘導広告物等を表示又は設置する場所において、良好な沿道景観の形成及び円滑な交通の確保の観点から、その集合化をはかることが特に必要であると認められること

許可基準

- (1) 一方向の表示面積（広告塔の場合は接する二方向の合計）
8㎡以下かつ1施設1㎡以下であること
但し、特定の地区・地点等へ誘導するもの又は、公共広告物の表示面積が4㎡以内に限り、当該面積に算入しない
- (2) 地上から上端までの高さ
7m以下（特定の地区・地点等へ誘導するもの又は公共広告物を除いた高さは5m以下）
- (3) 広告物の相互間距離
 - (ア) 同一方向を誘導する場合 1 m以上
 - (イ) 異なる方向を誘導する場合 3 m以上
- (4) その他
 - (ア) 案内誘導の為の必要最小限の事項（名称、事業内容、方向、距離等）を表示するものであること
 - (イ) ネオンサイン等(光源が露出している照明を使用する広告物やデジタルサイネージ等をいう。)は使用せず、かつ光源が点滅しないものであること
 - (ウ) 形状面積、材料、色彩、意匠等を原則統一すること
 - (エ) 公共広告物の表示面積は、特定の地区・地点等へ誘導するもの又は公共広告物の表示面積の1/2以下であること

3. 禁止物件の自家用広告物にかかる適用除外

条例第10条第2項に掲げる禁止物件については広告物の掲出が禁止されていますが以下の広告物については、自家用広告物を掲出する場合に限り、以下の基準内において特例として適用除外の扱いとします

特例が適用される物件

- (1) 石垣、擁壁その他これに類するもの（但し、許可地域等に限る。禁止地域等では掲出不可。）
- (2) 送電塔、送受信塔及び照明塔
- (3) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これに類するもの

特例が適用される基準

- (1) 表示面積が5㎡以下であること
- (2) 表示方法
 - (ア) 1物件につき1基（枚）であること
 - (イ) 物件の外郭線から突出しないこと
- (3) 色彩基準
 - (ア) 彩度の高い色（マンセル表色系による彩度が10以上の色）は2色以下とすること
 - (イ) 彩度の高い色を地色部分に使用する場合は、当該面の表示面積の1/2以下とすること
但し、色数が3色以下の場合はこの限りでない

屋外広告物許可等申請手数料及び許可期間

広告物の区分		単位	金額	備考	許可期間
はり紙・はり札		100枚につき	300円	100枚未満であるとき、又は100枚に満たない端数があるときはこれを100枚とする	1月以内
看板 広告板 広告塔 によるもの	5㎡未満のもの	1枚又は1基につき	1,000円	ネオンサイン、LEDサイン等電飾設備を有するものを含む	2年以内
	5㎡以上10㎡未満のもの	1枚又は1基につき	2,000円		
	10㎡以上のもの	1枚又は1基につき	3,000円。但し15㎡を超えるものは、3,000円に15㎡を超える5㎡又はその端数ごとに1,000円を加算した額とする		
アーチによるもの		1基につき	4,000円		2年以内
アーケード		1基につき	300円		1年以内
アドバルーン		1個につき	800円		1月以内
電柱・街灯利用広告物		1個につき	300円		1年以内
標識利用広告物		1個につき	300円		1年以内
車体 利用 広告物	印刷したフィルムを車体に貼り付ける場合でその表示面積が3㎡を超えるもの	1台につき	2,000円		1年以内
	上記以外	1個につき	300円		
広告幕・立看板・のぼり・旗		1枚につき	300円		1月以内
その他の広告物		1枚(基、個)につき	300円		種別による

※申請手数料は、新規、変更、更新の各許可申請の際に必要となります

屋外広告物新規・変更許可申請要領

屋外広告物の掲出の計画（新規、変更）をされる場合は、必ず事前に協議の上、許可申請をしてください

1. 許可申請手数料は、審査終了後にお渡しします『納入通知書』に表示された金融機関でお支払い下さい。納付確認後、許可書を交付します
 2. 審査には、申請書類等に不備がない場合で2～3週間程度を要します
 3. 工事施工者が西宮市に特例屋外広告業登録または屋外広告業登録を済ませていない場合は、申請までに登録手続きが必要です
 4. 申請手続きには以下の書類が必要です（※原則、押印不要）
 - (1) 『屋外広告物許可等申請書（正・副）』及び『申請書別紙①・②』

(注) 『屋外広告物許可等申請書（正・副）』の「管理者又は管理予定者」欄について
以下の物件を掲出する場合は、管理者に資格（屋外広告業登録時の業務主任者に必要な資格、建築士、電気工事士、ネオン工事に係る特殊電気工事資格者、又は第1～3種電気主任技術者等）が必要となりますので、ご注意ください。

 - (ア) 建植広告物で高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10㎡を超えるもの
 - (イ) 壁面広告物、突出広告物又は屋上広告物で表示面積が5㎡を超えるもの
 - (ウ) アーチを利用するもの
 - (エ) 街路灯に添架するもの
 - (2) 委任状・・・広告主が申請手続を他人に委任する場合
 - (3) 付近見取図、配置図(申請物件の位置図)
 - (4) 掲出場所のカラー写真・・・3ヶ月以内に撮影した、掲出場所が分かるもの（遠景と近景）
 - (5) 広告物等の仕様書、構造図・・・施工・設置方法、構造、素材等が確認できる図面
 - (6) 広告物等の模写図、意匠図（カラー）
・・・広告物及び広告物を掲出する物件の形状、寸法、面積、高さ、色彩（マンセル値）、余白率等を明らかにした図面
 - (7) 建物の立面図等・・・建築物と広告物等の寸法、面積、高さ等が分かるもの
(既存の広告物がある場合は、その模写図及びカラー写真もあわせて必要)
 - (8) 道路・鉄道等から展望できる地域の野立広告物等（自己敷地外）の場合
・・・道路・鉄道等までの距離、他の広告物との相互距離、信号機、踏切までの距離を明らかにした図面
 - (9) 承諾書・賃貸借契約書等（※押印等有）の写し・・・他人の土地、建物、物件に掲出する場合
 - (10) 自己点検結果報告書・・・既存広告物について許可申請をする場合
 - (11) 返信用封筒2通（切手貼付・宛名書必要）
・・・納付書及び許可書の郵送を希望する場合（※料金不足の場合、受取人払いとなります）
 - ※（1）・（10）については、本市ホームページより様式のダウンロードが可能
5. 広告物の許可申請以外に以下の手続きが必要な場合があります
 - (1) 工作物の確認申請（建築基準法）・・・広告物等の高さが4mを超える場合
 - (2) 道路占用許可申請（道路法）・・・道路敷地や道路の上空を占用する場合
 - (3) 都市計画法による事前協議・・・地区計画の決定された区域に広告物等を掲出する場合

○西宮市屋外広告物条例（抜粋）

（平成 19 年 12 月 25 日）
（西宮市条例第 31 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号。以下「法」という。）の規定に基づく屋外広告物（以下「広告物」という。）及び広告物を掲出する物件（以下これらを「広告物等」という。）について必要な規制を定め、もって地域の良好な景観を形成し、若しくは維持し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）施設管理者 広告物等が表示され、又は設置された土地又は建築物等を所有する者又は管理する者（自ら広告物等を表示し、又は設置し、自らこれらを管理する者を除く。）をいう。
- （2）広告主 自ら広告物等を表示し、若しくは設置し、若しくはこれらを管理する者又は屋外広告業を営む者その他の者に委託して、これらの行為を行わせる者をいう。
- （3）広告物等管理者 表示され、又は設置された広告物等が公衆に危害を及ぼさないように当該広告物等を適切に管理する者をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、この条例の目的を達成するために、次の各号に掲げる施策を策定し、実施するものとする。

- （1）市民に対する広告物に関する啓発
- （2）広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者、広告主及び屋外広告業を営む者に対する指導
- （3）関係行政機関及び関係団体との協力体制の確立
- （4）市民、広告主及び屋外広告業を営む者が自主的に行う広告物等に関する啓発活動等への支援
- （5）その他市長が必要と認める施策

（広告主等の責務）

第 4 条 広告主及び屋外広告業を営む者は、この条例又はこの条例に基づく規則（以下「規則」という。）に適合する広告物等を表示し、又は設置し、かつ、これらを適正に管理しなければならない。

2 広告主及び屋外広告業を営む者は、前条の規定により市が実施する施策に協力するように努めなければならない。

（施設管理者の責務）

第 5 条 施設管理者は、自らが所有し、又は管理する土地又は建築物等に表示し、又は設置される広告物等がこの条例又は規則に適合するようにするとともに、第 3 条の規定により市が実施する施策に協力するように努めなければならない。

（市民等の責務）

第 6 条 市民及び事業者は、第 3 条の規定により市が実施する施策に協力するように努めなければならない。

（広告物等のあり方）

第 7 条 広告物等の表示又は設置は、良好な景観又は風致を害し、及び公衆に危害を及ぼすおそれのないもので、地域の良好な景観の形成に配慮したものでなければならない。

（適用上の注意）

第 8 条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第 2 章 広告物等の規制等

（許可）

第 9 条 広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

（禁止地域等）

第 10 条 次に掲げる地域及び場所（以下「禁止地域」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- （1）都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区及び伝統的建造物群保存地区（これらの地域のうち市長が指定する区域を除く。）
- （2）緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成 6 年兵庫県条例第 16 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された緑豊かな環境形成地域（同条例第 9 条第 1 項第 4 号に掲げる区域及び市長が指定する区域を除く。）
- （3）西宮市都市景観条例（平成 21 年西宮市条例第 8 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された景観重点地区（市長が指定する区域を除く。）
- （4）文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で規則で定める範囲内にある地域及び同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- （5）兵庫県文化財保護条例（昭和 39 年兵庫県条例第 58 号）第 4 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で規則で定める範囲内にある地域及び同条例第 31 条第 1 項の規定により指定された地域
- （6）西宮市文化財保護条例（昭和 48 年西宮市条例第 3 号）第 6 条第 1 項又は第 24 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で規則で定める範囲内にある地域並びに同条例第 26 条第 1 項の規定により指定された地域
- （7）森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するために保安林として指定された森林のある地域
- （8）自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園及び同法第 2 項の規定により指定された国定公園の区域（これらの区域のうち市長が指定する区域を除く。）
- （9）兵庫県立自然公園条例（昭和 38 年兵庫県条例第 80 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された自然公園の区域（市長が指定する区域を除く。）
- （10）自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域（これらの区域のうち市長が指定する区域を除く。）
- （11）環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号）第 89 条第 1 項の規定により指定された兵庫県自然環境保全地域及び同条例第 95 条第 1 項の規定により指定された環境緑地保全地域（これらの区域のうち市長が指定する区域を除く。）
- （12）自然と共生するまちづくりに関する条例（平成 17 年西宮市条例第 32 号）第 12 条第 1 項及び同法第 2 項の規定により指定された自然保護地区及び生物保護地区（これらの地区のうち市長が指定する区域を除く。）
- （13）都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和 37 年法律第 142 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された保存樹林のある地域
- （14）都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 1 項に規定する都市公園の区域及びその他の公園、緑地等の公共空地（これらの区域のうち市長が指定する区域を除く。）
- （15）道路、鉄道、軌道及び索道の区間並びにこれらに接続する地域で、市長が指定する区域
- （16）河川、池沼、渓谷、海浜、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- （17）港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域

- (18) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の敷地
 (19) 古墳及び墓地、火葬場及び葬儀場の敷地並びに社寺及び教会の境域
 (20) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する地域又は場所
- 2 次に掲げる物件（以下「禁止物件」という。）には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 橋、トンネル、高架構造物及び分離帯
 - (2) 石垣、擁壁その他これらに類するもの
 - (3) 街路樹及び路傍樹
 - (4) 信号機、道路標識、航路標識、道路情報管理施設、カーブ・ミラー及び道路上のさく並びに駒止、里程標その他これらに類するもの
 - (5) パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備
 - (6) 市長が指定する区域内にある電柱、街灯その他これらに類するもの
 - (7) 消火栓、火災報知機及び火の見やぐら
 - (8) 郵便ポスト、信書便差出箱及び公衆電話ボックス
 - (9) 発電用風力設備、送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (10) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
 - (11) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
 - (12) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木（市長が指定するものを除く。）
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、特に良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして市長が指定する物件
- 3 次に掲げる物件には、はり紙、はり札若しくは立看板その他これらに類するもの又は広告旗を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 電柱、街灯その他これらに類するもの（前項第6号に掲げるものを除く。）
 - (2) アーチの支柱及びアーケードの支柱
- 4 道路の路面には、広告物を表示してはならない。
- 5 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
 - (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
 - (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
 - (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
 - (5) 道路交通の安全を阻害し、又は阻害するおそれがあるもの
- 6 市長は、第1項第1号から第3号まで、第8号から第12号まで、第14号から第17号まで及び第20号並びに第2項第6号、第12号及び第13号の規定により区域、地域若しくは場所又は物件（次項において「指定区域等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ西宮市附属機関条例（平成25年西宮市条例第3号）別表に規定する西宮市都市景観・屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
- 7 市長は、指定区域等を指定したときは、これを告示するものとする。

（許可申請）

第11条 第9条の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（許可基準）

第12条 市長は、規則で定める基準に適合する場合に限り、第9条の許可をすることができる。

2 市長は、第10条第1項から第5項までの規定及び前項に規定する規則で定める基準にかかわらず、前条の規定により許可申請のあった広告物等が、これらの規定及び基準に適合しないものであっても、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、審議会の意見を聴き、第9条の許可をすることができる。

（許可の期間及び条件）

第13条 市長は、第9条の許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 第9条の許可の期間は、2年を超えることができない。

（許可の表示）

第14条 第9条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可を受けた広告物等に当該許可を受けた旨の表示をしなければならない。

（変更及び継続の許可）

第15条 第9条の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造は、この限りでない。

2 第9条の許可を受けた者は、当該許可の期間満了後も引き続き広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定める期日までに市長に申請をし、その許可を受けなければならない。

3 第11条から前条までの規定は、前2項の許可について準用する。

（適用除外）

第16条 次に掲げる広告物等については、第9条及び第10条第1項から第3項までの規定は適用しない。

- (2) 道標、案内図板その他公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (3) 自動車に表示する広告物（前項第5号に掲げるものを除く。）
- (4) 市長が指定する区域において、公衆の利便に資する目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
- (5) 第10条第1項第15号に掲げる区域に表示し、又は設置する広告物等で道路、鉄道、軌道及び索道の区間から視認できないもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が審議会の意見を聴き、地域の良好な景観の形成に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認める広告物等

4 次に掲げる広告物等については、第10条第2項の規定は適用しない。

- (1) 禁止物件に表示し、又は設置する管理用広告物等
- (2) 禁止物件（第10条第2項第2号、第9号又は第10号に掲げる物件に限る。）に表示し、又は設置する自家用広告物等で規則で定める基準に適合するもの

（経過措置）

第17条 一の地域若しくは場所が禁止地域となり、又は物件が禁止物件になった際、当該地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該地域若しくは場所が禁止地域となり、又は当該物件が禁止物件になった日（以下「基準日」という。）から1年間（この条例の規定による許可を受けていた広告物等で基準日における当該許可の残存期間が1年を超えるもの及び規則で定める堅固な広告物等にあつては、規則で定める期間）は、これを表示し、又は設置することができる。

（広告物等管理者の設置等）

第17条の2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、規則で定めるところにより広告物等管理者を置かなければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、広告物等管理者を置いた場合は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。広告物等管理者を変更した場合も同様とする。

（広告物等の管理義務）

第18条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、当該広告物等の補修その他必要な管理を怠らないようにするとともに、良好な状態に保持し、公衆に危害を及ぼさないようにしなければならない。

（広告物等に係る届出義務）

第19条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者に変更があつたときは、新たに当該広告物等を表示し、又は設置する者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、当該広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（除却義務）

第20条 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、当該広告物等を除却しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 次条の規定により許可が取り消されたとき。
- (3) 広告物等の表示又は設置が必要でなくなったとき。
- (4) 第17条に規定する広告物等について、同条の規定により表示し、又は設置できる期間が経過したとき。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、当該広告物等を除却したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第21条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 第13条第1項（第15条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。
- (2) 第15条第1項の規定に違反して当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転したとき。
- (3) 第25条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) この条例の規定による許可に係る広告物等が良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に危害を及ぼすおそれがあると認められるに至つたとき。
- (5) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

（報告徴収、立入検査等）

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に広告物等の存する土地若しくは建築物に立ち入り、広告物等その他の物件等を検査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（指導、勧告等）

第23条 市長は、広告物等を表示し、若しくは設置する者、広告物等管理者及び広告主に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（違反の表示）

第24条 市長は、この条例又は規則に違反する広告物等に、当該広告物等が違反である旨を自ら表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができる。

2 市長は、この条例又は規則に違反する広告物等を表示し、又は設置する者の氏名等を市の発行する広報紙等に公表することができる。

3 第1項の規定による表示の規格は、規則で定める。

（措置命令）

第25条 市長は、この条例又はこの条例に基づく許可に付した条件に違反して広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者（以下これらを「違反者」という。）に対し、当該広告物等の表示若しくは設置の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、当該広告物等の改修、移転、除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の措置を命じようとする場合において、違反者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

3 前項ただし書の期限は、公告の日から起算して5日を経過した日以後の日とする。

（広告物等を保管した場合の公示、売却又は廃棄）

第26条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
 - (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日
 - (3) 当該広告物等の保管を始めた日及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項
- 2 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 前項各号に掲げる事項を、14日間(法第7条第4項の規定により除却した広告物については、2日間)公示すること。
 - (2) 特に貴重と認められる広告物等については、前号の告示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者の氏名及び住所の確知ができないときは、当該告示の要旨を市が発行する広報紙に掲載すること。
- 3 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。
- 4 法第8条第3項の規定による広告物等の売却は、競争入札によらなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいないとき、又は競争入札に付することが適当でないと認められるときは、随意契約により売却することができる。
- 5 法第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次の各号に掲げる広告物等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。
- (1) 法第7条第4項の規定により除却した広告物 2日
 - (2) 特に貴重な広告物等 3月
 - (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 14日
- (処分、手続等の効力の承継)

第27条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者について変更があった場合においては、この条例の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

第3章 広告景観モデル地区 (広告景観モデル地区の指定)

第28条 市長は、広告物等と地域景観との調和を図ることが特に必要であると認める区域を、広告景観モデル地区として指定することができる。

- 2 広告景観モデル地区は、次の各号のいずれかに該当する地域において指定する。
- (1) 主要な道路に沿った地域
 - (2) 河川、渓谷、森林及びこれらの付近の地域
 - (3) 駅前、街路沿い、官公署の周辺等で、その地域を代表し、又はその地域の特徴を表している区域
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域の良好な景観の形成を図ることが特に必要であると認められる地域
- 3 市長は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該広告景観モデル地区の指定の案を、当該公告の日から14日間公衆の縦覧に供するものとする。
- 4 前項の規定による公告があったときは、当該広告景観モデル地区の住民及び当該広告景観モデル地区において広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された広告景観モデル地区の指定の案について、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、第3項に規定する縦覧が終了したときは、審議会の意見を聴くものとする。
- 6 市長は、第1項の規定により広告景観モデル地区を指定したときは、これを告示するものとする。
- 7 前4項の規定は、広告景観モデル地区の変更について準用する。
- (広告景観モデル地区基本方針等)

第29条 市長は、広告景観モデル地区を指定しようとするときは、当該広告景観モデル地区における広告物等と地域景観との調和に関する基本方針(以下「広告景観モデル地区基本方針」という。)及び当該広告景観モデル地区における広告物等の表示又は設置の方法に関する指導基準(以下「広告景観形成基準」という。)を定めるものとする。

- 2 広告景観モデル地区基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 地域の特性に応じた広告物等と地域景観との調和に関する基本構想
 - (2) 広告物等と地域景観との調和を図るための広告物等の表示又は設置の方法に関する基本的事項
- 3 広告景観形成基準には、広告景観モデル地区基本方針に基づき、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠その他表示又は設置の方法について指導する基準を定めるものとする。
- 4 市長は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準について、案を作成しようとするときは、規則で定める団体の意見を聴くものとする。
- 5 前条第5項及び第6項の規定は、広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準の決定又は変更について準用する。この場合において、同条第5項中「第3項に規定する縦覧が終了したとき」とあるのは「広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準を定め、又は変更しようとするとき」と、同条第6項中「第1項の規定により広告景観モデル地区を指定したとき」とあるのは「広告景観モデル地区基本方針及び広告景観形成基準を定め、又は変更したとき」と読み替えるものとする。
- (広告景観形成基準の遵守等)

第30条 広告景観モデル地区において広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、当該広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合するように努めなければならない。

2 市長は、広告景観モデル地区における広告物等が当該広告景観モデル地区に係る広告景観形成基準に適合せず、当該広告景観モデル地区の地域景観と調和しないと認めるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者に対し、必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

第4章 屋外広告業の登録等 (屋外広告業の登録)

第31条 屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の期間満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする者は、登録の有効期間が満了する日の30日前までに更新の申請をしなければならない。
- 4 前項の更新申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、登録の更新がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- (登録の申請)

第32条 屋外広告業の登録を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請には、当該登録を受けようとする者が第34条第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- (登録の実施)

- 第33条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、規則で定める事項並びに登録の年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿に登録するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なくその旨を当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。（登録の拒否）
- 第34条** 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 第42条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業を営む法人が第42条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第42条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに第39条第1項に規定する業務主任者を選任していないもの
- 2 市長は、前項の規定による登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。（変更の届出）
- 第35条** 第31条第1項又は第3項の規定による登録を受けた者（以下「屋外広告業者」という。）は、第33条の規定により屋外広告業者登録簿に登録された事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出を受領したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。
- 3 第32条第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。（屋外広告業者登録簿の閲覧）
- 第36条** 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。（廃業等の届出）
- 第37条** 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、当該各号に掲げる事実が生じた日（第1号に掲げる場合にあつては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 死亡した場合 その相続人
- (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
- (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
- (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- (5) 市の区域内における屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員
- 2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該屋外広告業者に係る登録は、その効力を失う。（登録の抹消）
- 第38条** 市長は、登録期間の満了若しくは前条第2項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第42条第1項の規定により登録を取り消したときは、当該屋外広告業者に係る登録を抹消するものとする。（業務主任者の選任）
- 第39条** 屋外広告業者は、その営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。
- (1) 法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者又は同号ロに規定する講習会の課程を修了した者
- (2) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許（規則で定める免許に限る。）を受けた者、同法第44条に規定する技能検定（規則で定める技能検定に限る。）に合格した者又は同法の規定に基づく広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- (3) 広告物等の表示及び設置に関し、前2号に掲げる者と同等以上の知識を有するものとして市長が認定した者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものを行うものとする。
- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に係る法令の規定の遵守に関すること。
- (2) 広告物等の表示及び設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示及び設置に係る安全の確保に関すること。
- (3) 第41条に規定する帳簿の記載に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。（標識の表示）
- 第40条** 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。（帳簿の備付け等）
- 第41条** 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、その営業所ごとに、帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。（登録の取消し等）
- 第42条** 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 不正の手段により屋外広告業の登録を受けたとき。
- (2) 第34条第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第35条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。
- 2 第34条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。（兵庫県知事の登録を受けた者に関する特例）
- 第42条の2** 第31条第1項及び第3項の規定は、屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号。以下「兵庫県条例」という。）第26条第1項又は第2項の規定による登録を受けている者については、適用しない。
- 2 前項に規定する者は、市の区域内において屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。その届出に係る事項について変更があったときも同様とする。
- 3 第37条第1項、第39条から第41条まで、第43条及び第44条の規定は、前項前段の規定による届出を行った者について準用する。この場合において、第39条第2項第3号中「第41条」とあるのは、「第42条の2第3項において準用する第41条」と読み替えるものとする。〔3〕
- 4 屋外広告業者が兵庫県条例第26条第1項又は第2項の規定による登録を受けたときは、その者に係る第31条第1項又は第3項の規定による登録は、その効力を失う。

5 市長は、第2項前段の規定による届出を行った者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて市の区域内において行う営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 第2項の規定による届出について虚偽の届出をし、又は同項後段の規定による届出をしなかったとき。
- (2) 第34条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当し、又は該当することとなったとき。
- (3) 営業所ごとに第3項において準用する第39条第1項に規定する業務主任者を選任していないとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

6 第34条第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合について準用する。

(屋外広告業者等監督処分簿への登載等)

第42条の3 市長は、第42条第1項又は前条第5項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者等監督処分簿に、当該処分を行った年月日、当該処分の内容その他規則で定める事項を登載するものとする。

2 市長は、規則で定めるところにより、前項の屋外広告業者等監督処分簿を一般の閲覧に供するものとする。

(屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告)

第43条 市長は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言又は勧告を行うことができる。

(準用)

第44条 第22条の規定は、屋外広告業者について準用する。この場合において、同条第1項中「広告物等を表示し、若しくは設置する者又は広告物等管理者」とあるのは「屋外広告業者」と、「広告物等の存する土地若しくは建築物」とあるのは「営業所その他営業に係るのある場所」と、「広告物等その他の物件等」とあるのは「帳簿書類その他の物件等」と読み替えるものとする。

第5章 講習会

(講習会)

第45条 市長は、法第10条第2項第3号に規定する講習会を開催しなければならない。

2 市長は、講習会の運営に関する事務を講習会を的確に実施する能力を有する者に委託することができる。

3 前2項に定めるもののほか、講習会に関して必要な事項は、規則で定める。

第6章 削除

第46条から第49条まで 削除

第7章 雑則

(委任)

第50条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条第1項、第42条第1項又は第42条の2第5項の規定による命令に違反した者
- (2) 第31条第1項又は第3項の規定による登録を受けないで屋外広告業を営んだ者(第42条の2第1項の規定の適用を受ける者を除く。)又は不正の手段により第31条第1項又は第3項の規定による登録を受けた者
- (3) 第42条の2第2項前段の規定による届出をしないで屋外広告業を営んだ者(前号に該当する者を除く。)又は同項前段の規定による届出について虚偽の届出をした者

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条又は第10条第1項から第4項までの規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第15条第1項の規定に違反して許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者
- (3) 第35条第1項又は第42条の2第2項後段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第22条第1項(第44条(第42条の2第3項の規定において準用する場合を含む。))の規定において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (2) 第39条第1項(第42条の2第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第14条の規定に違反した者
- (2) 第17条の2第1項の規定に違反した者
- (3) 第17条の2第2項並びに第19条第1項及び第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(両罰規定)

第55条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第51条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

(過料)

第56条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第37条第1項(第42条の2第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定による届出を怠った者
- (2) 第40条(第42条の2第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- (3) 第41条(第42条の2第3項の規定において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

○西宮市屋外広告物条例施行規則（抜粋）

（平成20年3月17日）
（西宮市規則第56号）

（広告物等管理者の設置）

第14条 広告物等管理者は、広告物等を常に良好な状態に保持することができる者でなければならない。

2 第1号に規定する広告物等に係る広告物等管理者は、第2号に規定する者でなければならない。

（1）次に掲げるいずれかの広告物等

ア 建植える広告物（広告塔又は広告板及びこれらに類似するものをいう。以下同じ。）で高さが4メートルを超えるもの又は表示面積が10平方メートルを超えるもの

イ 建物を利用する広告物（壁面を利用するもの、突出するもの又は屋上を利用するものをいう。）で表示面積が5平方メートルを超えるもの（壁面に塗料等で直接描画したものとびタイル等で表示されたものを除く。）

ウ アーチを利用するもの

エ 街路灯に添架するもの

（2）次に掲げるいずれかの者

ア 条例第39条第1項各号に定める資格を有する者

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

ウ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士又は同法第4条の2に規定するネオン工事に係る特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている者

エ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者

（業務主任者の資格）

第27条 条例第39条第1項第1号（条例第42条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する試験に合格した者には、平成16年国土交通省告示第1590号の規定により、改正後の法第10条第2項第3号イの試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）とみなす者を含むものとする。

2 条例第39条第1項第2号（条例第42条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める免許は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11に掲げる広告美術科の職種の免許とする。

3 条例第39条第1項第2号（条例第42条の2第3項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める技能検定は、職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に規定する広告美術仕上げの職種の技能検定とする。

4 条例第39条第1項第3号（条例第42条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による同項第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識を有するものの認定は、次の各号のいずれかに該当する者について行うものとする。

（1）技能審査認定規程（昭和48年労働省告示第54号）第1条第1項の規定により認定されたサインボード・デザイン技能審査によるサインボード・クリエイターの資格を有する者

（2）屋外広告士と同等の能力を有する者として市長が認める者

5 以下略



西宮市 政策局 都市計画部 都市デザイン課

〒662-8567 西宮市六湛寺町 10-3 (本庁舎 5階)

TEL : (0798) 35 - 3950

FAX : (0798) 34 - 6638

MAIL : vo_toshidesign@nishi.or.jp

令和5年3月